

**令和7年度第4回
新宿区外部評価委員会 会議概要**

<開催日>

令和8年3月26日（木）

<場所>

本庁舎6階 第4委員会室

<出席者>

外部評価委員（13名）

稲継裕昭、山本卓、竹内真雄、戎井一憲、風間義民、小杉美恵子、小宮領、佐伯康之、
藤川裕子、大川内初実、大西秀明、御所窪和子、津吹一晴

区職員（3名）

西澤副参事（特命担当）、奥井主任、西崎主任

<開会>

【会長】

それでは、ただいまから令和7年度第4回新宿区外部評価委員会を開催します。

本日は、まず内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について、事務局から説明があります。

その次に、今年度、新たな手法の試行を通じて、当委員会から上がった意見を踏まえた来年度の行政評価実施における概要について、事務局から説明があります。

最後に、令和8年度の評価対象テーマと事業について、事務局から説明があります。

それでは、議事に入る前に本日の配付資料の確認をお願いします。

【事務局】

では、資料の確認をさせていただきます。まず、皆様のお手元に冊子の山と、クリップ留めの紙の束を2つに分けて、左右に分けて置かせていただいておりますので、まず次第に書いてある配付資料を上から確認をさせていただきます。

まず、冊子というふうに書かれているほう、こちらが皆様のお手元の左手側に黄色い大きな冊子がありまして、その次に、少し中くらいの厚さの水色の冊子がありまして、その下に製本されていないホッチキス留めの冊子があります。こちらが、上から次第に書かれております令和7年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について<全体版>、こちらが黄色で、次の令和8年度予算の概要、こちらが水色の冊子、最後の新宿区第三次実行計画ローリング（令和7年度）というものがホッチキス留めの冊子となっております。

次に、お手元の右手側にございますクリップ留めの資料、こちらがその下の資料の1から

参考資料の 2 までの 4 種類になっております。クリップ留めの一番表には、本日の配席表があるかと思えますけれども、そちらをおめくりいただきまして、まず資料 1 というのが、外部評価委員会意見を踏まえた対応方針という A4 の 1 枚のもの、次に、資料 2、こちらは横向きの A3 の資料になっておりますけれども、資料 2 で令和 8 年度評価テーマ・評価対象事業（案）ということで、一覧表をつけております。こちらの次に、参考資料 1 ということで、令和 7 年度新宿区区民意識調査のこちら抜粋板になっておりますが、ホッチキス留めの資料、その下に、参考資料 2、総合計画の検証結果の公開について（情報提供）という A4 の 1 枚物でございます。以上、4 種類がクリップ留めの紙の資料となっておりますが、お手元の資料に漏れなどはございませんでしょうか。大丈夫そうですね。

では、資料の確認は以上となります。

【会長】

それでは、次第の 1、内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の実施についてであります。今年度行われた内部評価、外部評価の実施結果を踏まえ、区がどのような判断を行ったのか、確認を行います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

では、次第の 1 番、内部評価及び外部評価実施計画を踏まえた区の実施について説明をさせていただきますが、次第の 1 番で使う資料は、こちらの黄色い分厚い冊子になりますので、こちらをお手元にご用意いただければと思います。

まず、お開きいただきまして、一番最初、はじめにがありまして、はじめの次に目次がございますので、目次を見ながら冊子の構成をご説明させていただきます。

1 番、新宿区の行政評価制度というふうになっておりまして、こちらは今までの新宿区でやってきた行政評価がそのような結果をたどっていったのかというところを、改めて確認するような制度の説明の部分でございます。

2 番が、令和 7 年度の行政評価というところで、こちらが 7 ページが始まる場所になるんですが、行政評価、内部評価と外部評価と、最後に内部評価と外部評価を踏まえて次年度以降どうしていくかという、区がどう判断したかという総合判断ですね、こちらの 3 種類がございますので、それぞれのところを記載しております。

10 ページのところから冊子内での評価シートの見方ということで、シートの見方の説明のほうがついております。

その次に、3 番のテーマ別評価ということで、こちらは皆様に外部評価をしていただきました 3 つのテーマと計画、それに関連する計画事業、経常事業のところを評価をしたものになっていて、評価シートを掲載しております。こちらについては、内部評価のシートを基にして、その内部評価を受けて、どういう外部評価が行われたか、外部評価のいただいた意見に対して区としてどのように対応していくか、そのお返事が書かれております。それを踏まえて、来年度どうしていくかというところの総合判断、その判断を記載して、1 セットとい

うふうな形になっております。こちら、後でご説明をさせていただきます。

4番は、計画事業評価というふうになっておりまして、151ページ以降、こちらは外部評価を行わなかったけれども、課のそれぞれの所管課で、それぞれが内部的に振り返る内部評価のみを行った計画事業の評価シートが、この151ページ以降にぎゅーっと続いてきますので、ちょっと今日は時間の関係もありますので、こちらの151ページ以降に触れることは、ちょっと割愛させていただきますけれども、後ほどお時間ができたときに、興味があるところをご覧いただければというふうに思います。

それでは、今ちょっと申し上げたように、今回、本日は3番のテーマ別評価のところをご説明させていただきたいと思いますので、24ページをお開きいただけますでしょうか。

本日の説明ですけれども、時間も限りがございますので、外部評価委員の皆様からいただいた意見と、それに対して区の対応をどのようにお返事を申し上げているかというところを中心に説明をさせていただきます。

まず、24ページからは、テーマ別評価シートになっております。こちらは、まず第3部会にご評価いただいた効果的・効率的な行財政運営の評価シートになっております。24ページは、評価対象の概要が書かれておりまして、25ページの前半には、内部評価のところが書かれておりまして、25ページの最後の1段のところから26ページにかけてが、外部評価意見と区の対応ということで、どういった評価をいただいたかと、それぞれいただいた意見とそれに対する区の対応というところが、25ページから27ページにかけて記載をされております。こちらのところを、本日はご説明をさせていただきます。

まず、効果的・効率的な行財政運営というテーマに対して、外部評価意見としては、こちらはやや不十分ということで評価をいただいております。評価の記載の部分については、個別の項目や事業については、計画していたとおりに進められているんだけど、そもそも計画のやるつもりであること自体が、少しスピード感に欠けているので、もっとぐいぐいとやっていったほうがいいんじゃないですかということで、不十分ということで評価をいただいております。

おめくりいただきまして、26ページから具体的な意見とその返事というところになりますので、こちらを1つずつご説明させていただきます。

まず、26ページの一番上のところ、外部評価意見が、全庁的にOODAの考え方を取り入れて、部署の垣根を越えて情報共有、水平展開をし、区民に対しても分かりやすい情報開示をしてほしいということで、区のお返事としては、OODAの考え方は、DXだけではなくて、全庁横断的に実施する施策、事業において大事だと認識をしていますので、こちら状況に柔軟に対応しながら、スピード感を持って取組を進め、区民への分かりやすい情報開示、透明性の高い行財政運営を行っていきますというお返事になっております。

2つ目のところですが、人材獲得競争が激化する昨今においては、区も経営的な視点で取り組む必要があり、民間の知恵を積極的に生かすべきであるというふうにご意見をいただいております。また、後半のところでは、民間提案制度についてご意見をいただい

おりまして、民間提案制度では、採用に至らなかった提案などからもヒントを得られる可能性があるので、そういったところも注目をしてほしいということでご意見をいただきました。

こちらに対する区の対応としましては、民間提案制度における事業提案だけではなくて、公民連携の相談窓口、民間提案制度以外のところで事業者から何か相談を受けたりとか、ご連絡をいただいたりする機会、もしくは民間事業者、そういった事業者を対象としたイベントの機会など、いろいろなところを捉えて、民間のノウハウを積極的に学んで生かしていきますというふうに対応のお返事を書いております。

3番のところがちょっと長いんですけども、外部評価委員会のほうでは、新宿区情報化戦略計画という、DXですとか、そういうIT化の戦略の計画があるんですが、そちらが平成30年に策定をされ、改定も令和3年だったということで、社会の変化に即し、目まぐるしい中で、計画期間を確実に設定する必要があるというのと、あと今の現行の計画はちょっと一般的で、努力目標みたいな内容にとどまっているので、具体的ところが不明瞭ですというふうなご意見をいただいております。

後半のところ、ITは行政運営の中心に位置づけるべきで、区長自らが積極的にリーダーシップを取る形でIT化を牽引する姿勢が必要ですよということ、下から3行目以降ですね、また、IT人材の育成や業務効率化のためには、AIに関する資格など、ITスキルに関する資格取得を積極的に進めてはどうでしょうかと意見をいただきました。

区の対応、お返事のところですけれども、前半のところでは、区がこれまでどういったことでITの部門で取り組んできたかということをお返事をしておりまして、ただ一方で、現場のほうでは課題がまだまだありますという状況になっているところを述べた上で、3段落目からですね、令和7年度からは、区長のリーダーシップの下、DX推進体制の強化を図るために情報戦略課という新しい課をつくりました。これまで培ってきた職員の技術力を基にして、その課が区を中心の司令塔となって、全庁的なDXを牽引しています。DX人材の育成や行政手続のオンライン化、新たなシステム導入を推進をしています。

令和8年度以降、来年度以降も、DXについては、区政の中心、重点施策として位置づけて、次期の基本構想・総合計画の策定に当たっては、DX推進計画を一体的に策定するとともに、実行計画に具体的な取組を位置づけて推進しますというふうにしております。その次期の基本構想・総合計画というのが、今、毎年皆様に評価をいただいている実行計画、計画事業というのは、3年間、3年間、4年間ということで、中期的なスパンでそれぞれ計画を立てているんですけども、そのベースというか、土台になっているものとして10年間総合計画というものがございまして、それがもうすぐ10年目になるんですね。なので、そのベースの大きな基の計画がちょうどそろそろ切り替わるころなので、その機会を捉えて、DXの計画についても一体的に考えていくつもりですというふうなお返事になっております。具体的な、何のシステムを何年度までにみたいな具体的な取組については、ふだん外部評価で見いただいているような計画事業のほうでそれぞれ位置づけて、推進をし

ていくというふうな説明になっております。

ご意見いただいていたところの最後にあった、IT 人材の獲得のためですとか、スキルに関する民間資格の取得を進めてはというご意見に対してのお返事が、最後の段落のところに書いておまして、資格取得の推進については、職員資格取得等応援助成という制度が人事課のほうでございまして、その助成制度の中で、IT パスポート、基本情報技術者などの資格の取得を支援しておりますので、この制度を活用しながら、職員の IT 能力を育成していきますというふうになっております。

27 ページにいきまして、その他意見・感想のところでのご意見とそれへのお返事のところでございますが、まず1つ目が、他自治体、民間の取組を参考にして、職員、区民の声を反映した業務改善をしてくださいというご意見です。こちらについても、他自治体や民間事業者の取組の研究、区民ニーズを捉えて、職員の業務内容をいろいろ分析して効率化を図っていきますというふうにお返事しております。

最後の2個目のところですね、IT の現状に関する評価については、こちらの外部の専門委員会、この外部評価委員会だけで判断するのは限界があるということと、短時間で評価は困難ですということで、専門的な視点を取り入れるためにも、第三者の IT 専門家による外部評価を実施して、さらにその結果を開示・活用するべきですというふうなご意見をいただきました。

こちらに対するお返事なんですけれども、こちらのシステム標準化に伴う新たなクラウド活用や国のガイドライン改訂を受け、新たに外部監査により情報セキュリティ対策を再点検していきますということで、区のシステム監査というところについては、今まで内部監査は実施していたんですけれども、外部監査というのは毎年とか、定期的には実施をしているというところは実はなくて、今回、令和7年に国のほうでそういう自治体のシステムのガイドラインが、システムに関するガイドラインが改訂をされたのと、あとちょうど区のシステム自体も令和7年に大きくイントラシステムが変更になりましたので、これを機に、ちょっと1回見直しをきちんとかけるべきですねというふうになりまして、こちらを外部監査で令和8年度、外の専門家に1年間かけてチェックをしてもらうというふうな形、予定しております。こちらの監査結果は、議会等にも報告を予定しておりますので、こちらはそういう形で具体的に対応が予定をされております。

速足ではありますが、こちらのテーマの評価シートに対するご意見とお返事についてのご説明は以上となります。

この後、計画事業と経常事業の外部評価意見とお返事についても、同じように一気に説明をさせていただいて、このテーマの効果的・効率的な行財政運営の1セットが全部終わりましたら、一旦ここで区切って、皆様からご質問等をお受けできればというふうに思います。

では、ページをおめくりいただきまして、28 ページ、こちらからは具体の事業に入ります。では、計画事業58 公民連携（民間活用）の推進という事業です。こちらは、民間事業者から区の政策とか施策事業について、こういうことをやってはどうですか、こういう

方法はどのようなというふうな提案を受けて、民間の力を活用するというような事業になっております。

こちらの外部評価委員の意見、外部評価意見については、31 ページをご覧ください。こちら、外部評価意見は計画どおりというふうに評価をいただいております。事業はおおむね予定していたことはきちんと行われていて、区のサービス充実、魅力上昇につながる事業というふうに評価できます、とのご評価をいただきました。

その上で、いただいた意見と、それに対してのお返事は 32 ページ、ページめくって 32 ページをご覧ください。今後の取組の方向性に対して意見が 3 つと、その他意見・感想を 1 ついただいております。上から順番にご説明します。

まず 1 つ目が、民間提案制度は、新宿区の規模から考えると、応募件数も採用件数も少ないんじゃないですかというふうなご意見でございまして、制度の手續のプロセスが複雑に見えたりですとか、あとインセンティブが分かりにくいということで、そういったところを分かりやすく示して、事業者側の、応募者側のモチベーション喚起を図ることが重要ですよというふうにご意見をいただきました。

あわせて、周知についてもご意見をいただいております、セミナー等の開催を一過性のもの、その場限りのものにするのではなくて、オンデマンド配信などにより継続的な繰り返し視聴可能な形にしてはどうかというご意見をいただきました。

そちらに対する区のお返事でございますが、まず 1 段落目に、区の課題解決、事業提案をより多く、今までよりもいただけるように、様々な媒体を活用して制度の周知を図っていきます。また、民間提案制度のフローですね、手續、どうやって申し込んで、どのように進んでいくかというフローですとか、提案が採用された際のインセンティブというのがより分かりやすく伝わりやすくなるように、募集要領等の見直しを検討しますというふうにしております。さらに、アーカイブ配信を実施しているセミナー等については、区のホームページに URL を掲載しておりますので、こちらを引き続き実施していくというふうなことでお返事しております。

こちらの外部評価意見でいただいているもので、周知については、セミナー等の開催をというふうにいただいているんですが、今、こちらの事業について区が主催者となってセミナーを実施しているということは特にございませんでして、どこかそういった事業者がよく集まるような外部のセミナーのところの機会を捉えて、新宿区のこの制度の周知をしているというような形で実施をしているそうですので、そういった参加をしたセミナー、外部のセミナーがアーカイブ配信をされている場合は、それを区のページに載せるということ、こちらのほうでは対応では説明をしているという形になっております。

2 番目のところですね、他自治体の先進事例を積極的に収集・分析してくださいということと、あと過去の採用事業の成果や課題についても、採用して終わりではなく、計画的にモニタリングをしてほしいというご意見です。

こちらに対するお返事は、自治体職員向けのセミナーに参加するなどして、事例の収集・

分析に努めます。あと、採用事業については、事業評価というものを実施しておりまして、こちらは事業評価を実施することで、より効果的な事業実施に向けて、業務の見直しを行っていきますというふうにしています。

3つ目ですけれども、本事業の推進に当たっては、ふるさと納税などによって税収が流出しているというところも問題になっていますが、この減収分を取り戻すというような視点も持って進めてほしいというご意見と、あと単に事業を選ぶということをゴールとするのではなくて、採用された事業がどのように区民に役に立つ、どのような変化や価値をもたらすかというところに主眼を置いて、区民への貢献を意識しながら取り組んでほしいというご意見をいただいております。

こちらについては、引き続きデジタルサイネージ等への広告掲載や庁舎への広告掲載などを民間提案制度の課題テーマに設定し、税外収入の確保を図ります。

また、採用事業の事業評価、先ほどのご説明にもありました、採用した事業をどういう価値があったかというところの、効果があったかという事業評価については、事業の手法や事業内容に応じて利用者の方にアンケートを取るなどすることも予定をしております、そういう手法により、事業の効果検証を行っていくというふうにしております。

最後、ネーミングライツ事業についてご意見をいただいております。ネーミングライツ事業については、事業実施の意義・効果を検証しながら進めてほしいというご意見で、こちらに対するお返事としては、新宿区のほうでは、ネーミングライツについて、こちらは公開はされていないんですけれども、内規的なガイドラインを設定しております。こちらの中で、事業評価を、ネーミングライツについても事業評価を実施するというふうにルールづけておりまして、この事業評価により、事業が適切に行われているかどうかを確認するとともに、必要に応じて改善、見直し等を行っていきますというふうにしております。

ちなみに、このネーミングライツに関するガイドラインのほうでは、ネーミングライツの募集があったときに、ネーミングライツを導入する実施前に、区民に対する意見聴取を行うというのもルールとして定めておりますので、やる前にも区民の目線から評価をしていただいて、やっている途中、やった後についても評価をするということで効果検証を図っていくというようなことになっております。

では、こちらの事業については、ご説明は以上になります。

引き続き、ページをおめくりいただきまして、34ページをご覧ください。計画事業59の①効果的・効率的な業務の推進（業務改善・業務の見直しの推進）ということで、こちらは区の職員のほうでふだんやっている業務を、効率的に改善していきましょうということで、RPAですとか、文章生成AIの活用などを行うとして、窓口サービスや業務を効率的にできるようにというふうにしていく事業です。

こちらにいただいた外部評価意見は、37ページをご覧ください。こちらの事業が、外部評価で計画以下をいただいております。こちらの評価のところでは、事業自体は当初予定したとおりに実施はされたけれども、計画の内容そのものが、現下、全国的な行政DXの流れ

から比べると遅れていますということで、計画以下になっております。

こちらの外部評価意見をいただいたものと、区の対応のところをご説明させていただきます。4つですね。一番上からご説明します。

まず1つ目、業務改善の実施後には、導入の結果効果を随時フィードバックして、未来志向の定型業務に進化をさせてほしいというご意見でございます。

こちら、区の対応のほうなんですけれども、業務改善実施後には、改善事例や効果を全庁で共有することで、全庁的な業務改善の機運醸成を図っています。あとは、RPA や AI などの ICT 利活用を推進することでも、効果的・効率的な業務の実施を図っていきますというふうなお返事になっております。

2 番目についてですが、業務改善を進めるに当たっては、IT 人材が大事ですということで、職員の ICT スキル向上に向けては、IT 研修をやることと、加えて理解度の把握、その研修結果に応じた適切なフォローアップも必要ですとご意見をいただきました。こちらのほうで、eラーニングの研修を実施しているんですけれども、その受講率がすごい低いというふうな課題がございまして、そちらについても触れていただきながら、より実効性のある IT 人材育成手法が必要ではというふうになりまして、ほかの方法として、民間企業への人材出向ですとか、受講者数を限定、狭めない研修コンテンツも導入を検討してはいかがでしょうかというふうにいただいております。

最後の段落のところ、IT 人材確保についてなんですけれども、民間への流出が、民間に転職してしまう人が最近増えているというお話がありましたので、報酬体系を見直したりですとか、タレントマネジメントですね、どういったことが得意かみたいな、その職員の特性を踏まえて人事配置するところの強化も必要ではないでしょうかということでご意見をいただきました。

区のお返事のほうなんですけれども、まず1段落目ですね、こちらは職員の ICT スキル向上についてのご説明なんですけれども、eラーニングの受講率が低かったということで、それに対する対応として、受講勧奨を行うようにして、情報戦略課のほうで進捗管理を行って、受講完了率が向上するようというところで目指しているところです。

IT 人材の確保についてなんですけれども、令和7年度から職員の採用時の専門職の職種に、事務 (ICT) という職が追加をされまして、その事務 (ICT) 職というものを採用するようになっております。それに加えて、GovTech 東京という東京都の外郭団体があるんですけれども、GovTech 東京の人材プール事業を活用して、デジタル人材を会計年度任用職員として採用をしているのに加えて、7年度からはさらに GovTech 東京から来るだけではなくて、GovTech 東京に区の職員を派遣するという、交換みたいな形ですね、こちらのほうから GovTech 東京に職員を派遣して、そこで学んでもらうというふうな形でも IT 人材の育成を図っているところです。

職員の給料体系ですね、報酬体系の見直しということでご意見いただいたんですが、職員の給料体系というのは、各区ごとに決まっているのではなくて、23区で共通で決まってい

るので、ちょっと区で見直すということは難しいんですけども、引き続き IT 人材の確保のために、そういった専門知識ですとか経験を備えた職員の採用に力を入れていくほかに、採用した後の職員の能力、スキルを的確に把握して、その把握した上での人事管理、人材マネジメントに取り組んでいきますというふうにしています。

外部評価意見 3 つ目ですね。他自治体の先進事例や現況を把握し、区の実情に生かしてほしいというご意見ですけども、こちらについては、他自治体の事例を把握して、区でもできそうだなということについては、庁内へ周知するとともに、何かやりたいところがあったら、それに向けた支援をするなど、区の実情に生かせるようにしていきますというふうにしています。

最後、本事業は業務改革の中核となる取組なので、今後一層推進してくださいというご意見をいただきましたので、一層推進していきますというご返事になっております。

こちらの事業については、説明は以上です。

次、ページをおめくりいただきまして、39 ページをご覧ください。59 の②効果的・効率的な業務の推進（滞納整理業務の一元化）ということで、こちらの業務は、もともと税金、区税の滞納整理ですね、滞納している人の差押えみたいな業務と、国民健康保険料の差押えの業務というのは別々の部署でやっていたものを、一元化して、効率的にやっていきますという事業になっています。

こちらについて、外部評価意見は 42 ページをご覧ください。こちらの事業にいただいている外部評価は計画どおりでした。外部評価意見と区の実情への対応はそれぞれ 4 つずつございますので、ご説明します。

まず、外部評価意見 1 点目ですが、国民健康保険料の収入率について、外国人居住者が多い区は特別区平均を下回る傾向があるというふうなことだったんだけど、その外国人の滞納の原因分析については十分に明確化、分析されていないところがあるので、早急に実態把握と要因の精査を進めてほしいというご意見です。

こちらに対する区の実情への対応でございますが、国民皆保険が整備されている国と整備されていない国の国籍で滞納率が異なる傾向にあるということで、そういったことから、まずは制度を知っていただくことが大事だというふうなことで、国民健康保険制度がどういうものか、どういう制度で、どういうふうに大事なのかというところの周知の徹底をすることになっています。制度周知用の冊子を多言語化したりですとか、窓口の案内、窓口対応のところに多言語の対応が可能な人を配置するなどの取組をしています。

また、実態把握のための取組として、今までは税金のほうについては、対応整理の中で、東京出入国在留管理局、入管への居住実態調査というのをやっていて、それを国保の保険料ではやっていなかったようなんですが、その保険料についても同じように入管のほうで、そもそも滞納している人が国内に居住しているのかどうか、住んでいるのかというところのまず実態調査というところを、令和 7 年度から開始しているところです。引き続き、他自治体の事例も参考にしながら、入管とも連携を進めて、外国人の国民健康保険料の収入率の向

上に取り組んでいきますというふうにしております。

2番目ですけれども、支払い能力があるのに滞納している人に実質的なペナルティーがない、何も、払わないが勝ちみたいな形になると、制度の不公平感が生じてしまう。ただ、その一方で、払いたければ払えない、支払い能力がないという滞納者もいるということで、滞納者にも様々な状況があるということで、そういった人たちの対応方針を一律でもう全部差し押さえちゃうとかではなくて、そういう対応方針を分けて検討したほうがいいんじゃないですかというご意見をいただきました。

こちらについては、区のお返事として、区税や保険料の公平性を確保するために、滞納整理は適正に取り組まなければならないと認識をしています。滞納者に対しては、督促状や催告書を送付したりですとか、架電、お電話をして納付の案内を行うなどしていますが、それでも納付がない場合には、差押えなどを行っています。

ただ、そういう中で、支払いが困難な滞納者の方というのもいらっしゃいますので、そういった方々も相談にいらっしゃるんですけれども、そういったこととかの事情も考慮しながら、丁寧に個別、個別のご相談を行って、滞納の解消につなげています。今後も、滞納者の置かれている様々な状況を踏まえながら、適切に対応していきますとしております。

3つ目ですが、外国人が多い新宿区では、特有の課題が多く見られますが、これまでの多文化共生実態調査などで蓄積された知見等を生かして、特命部署の設置や雇用支援などを通じて、外国人との共生を進める先進的な自治体としての取組が期待されるとご意見をいただきました。

こちらについては、区の対応の1つ目のところと少し似ているんですけれども、区としては、こちらの所管課としては、国民健康保険という皆保険制度というものの制度の理解を進めることが、まず外国人の収入率の向上につながると考えておりますので、そういったことを丁寧に、様々な外国籍の方がいるんですが、丁寧に説明できるよう、多言語対応でそういった周知を徹底していきますというふうにお返事を書いております。

外部評価意見の最後ですね、一番下のところですが、国民健康保険料の不納欠損率、こちらは払われなかった保険料がもう時効というものと迎えてしまいますので、払われなまま、もうこちらのほうが請求できる権利がなくなってしまうというものなんですけれども、それは率が5%と高い率になります。これは、区税、税金のほうの不納欠損率と比べても大きな差があり、その原因には、例えば時効が税金と国民健康保険で、その時効を迎える期間が違うとか、あとは税金は非課税、ゼロ円になるケースがあるのに、国民健康保険はゼロ円の所得でも賦課されるというふうな、区のせいというよりは、制度上でどうしてもこういうふうな形になってしまうという、制度上の構造的な問題がありますというご意見をいただいております。

3段落目ですね、こういった制度上の課題に対して、区としてできることは限界があると思うが、制度の改善に向けて、国などに働きかけていくべきではないですかとご意見をいただきました。

こちらに対するお返事なんですけれども、まず区は、これまで毎年、国に対して特別区長会、23 区の区長の団体みたいなものなんですけれども、その特別区長会を通じて、国民健康保険制度のそういった構造的な課題があることは認識しておりますので、解決のため、医療保険制度の一本化、これは国保と社保をもう一緒にしてしまったらいいんじゃないでしょうかというような提言なんですけど、国の責任において、そういう抜本的な見直しをしてほしいということ、要望を実は上げ続けております。

また、令和 7 年 5 月に、自民党の在留外国人に係る医療ワーキンググループという、自民党のワーキンググループに対して、区のほうから、外国人の保険料の取扱いについてということで提言を行いまして、その中で 6 つ提言をして、5 つ、自民党のほうに伝わりまして、その中で 1 つ採用されましたというか、国のほうでちゃんと通知が来るような形で反映されたものがございます。

それは、国民健康保険料の前納制ということで、結局外国人の特に 1 年目の人たちの収入率がすごく低いというふうな傾向がどうやらあるようでして、入国してきた初年度に、最初に 1 年分を先にとってしまうというふうな前納制という制度ができるようになりました。こちらのほうが、政府のほうから、政府の骨太の方針というものに反映をされて、制度化が進められており、区のほうでも令和 8 年度から、もう来年度の 4 月以降から実施できるように今準備を進めているところです。3 月、区議会があったんですけども、その中でもこの前納制に対応できるようにという形で、国民健康保険に関する条例の改正も行われたというところですので、今まで国に対しても提言を行ったりですとか、自民党みたいなどころに対しても提言を行うなどしておりますので、今後も機会を捉えて、国や都に対して制度課題の改善についての要望を行っていきますというふうにお返事しております。

次の事業にまいります。44 ページにお進みください。計画事業の 60 番、基幹業務システム基盤の整備ということで、こちらは令和 6 年度で計画事業としてはもう終了しているんですけども、国のほうで各自治体でばらばらになっていたシステムを、国がみんな同じシステム、仕様のシステムにしましょうねということで牽引をしております、基幹業務というふうにされる、国が指定する分野の業務システムを標準化、同じ国の統一の基準に標準化しますというふうな事業になっております。

こちらについては、47 ページ、外部評価意見と区の対応が書かれてございます。こちらの評価は計画どおりというふうにされました、計画どおりに、住基と税と国民年金に係るシステムを標準化できましたので、計画どおりと評価いただきました。こちらの外部評価意見は 3 ついただいております。

まず 1 つ目は、令和 6 年度の事業経費が 10 億円ということで、予算規模が大きかったのと、引き続きこの事業が終わっても、システムの運用コストというのは経常的にかかってきますので、そういった積極的なシステムを活用していくことで、区民サービスの向上や職員の負担軽減を図ってほしいという意見です。

こちらに対する区の対応としては、費用対効果の最大化という観点を踏まえて、引き続き

基幹業務システムの標準化を着実に進めていきます。標準化により、整備される基盤を生かして、スムーズなデータ連携や制度改正に迅速に対応できるようになりますので、そういったことを通じて、区民サービスのさらなる向上をするとともに、職員の業務負担を軽減していきますというお返事をしております。

2つ目ですけれども、基幹業務システム基盤の整備として、システムの移行自体にかかる移行のコストというのは示されているんですけれども、その移行が終わった後に、継続的にどれぐらいコストがかかるかというのは示されていません。区の各部署でかかる、個別、個別の部署が持っているシステムも、それぞれ幾らかかるかという全体規模が分からない、全庁的に把握できていないというふうなことだったのですが、それを本当は分かっていた方がいいんじゃないですかというご意見をいただいております。

こちらに対しての区のお返事ですけれども、ご指摘のとおり、全庁的なシステム経費を把握することは重要であると考えておりますので、全体の全庁でのシステムというものにかかる運用コストの把握に向けて、調査を行うなどの検討をしていきますとお返事をしております。

3つ目ですけれども、こちらの基幹業務システム基盤の移行自体は無事に完了したんですけれども、そもそもシステム投資には、年度ごとの短期計画よりも、どちらかという将来の運用コスト、投資効果を見据えた長期的な計画が必要ですよねということでご意見をいただいております、全庁的なシステム費用の把握、先ほどもありましたが、全庁的にどれだけシステムにお金がかかっているかを把握した上で、長期的目線を持って、こういったことを取り組んでいくべきではないかというご意見をいただいております。

こちらについて、区の対応ですけれども、システム導入は、毎年見直しを行う電子計算組織導入評価方針に基づき、計画的に進めていますが、こちらの電子計算組織導入評価方針というのは、区のほうではシステムを例えば新しく導入するとか、システムを改修するというときに、そういった先ほどの情報戦略課が中心となって、本当にそのシステムが、効果が、費用対効果的に適切なのかですとか、そういったことを検討する、評価するものがございまして、そこをクリアしないと予算が取れないというふうな形になっております。その基準となる評価方針というものは、毎年時流を捉えて見直しが行われていますので、常に最新の方針に基づいてシステムの導入を計画的に行っているというのが、1段落目の説明です。

導入や更新の際については、その方針に基づいて精緻に検証して、導入すべきかどうかを判断しています。個別システム、システムごとのコスト分析は適切に行っていますが、先ほど言ったとおり、全庁でどれぐらいというのは今把握できていないところなので、今後は全体の運用コストを把握して、長期的視点に立った効果的なシステム投資と適切な管理に努めますとお返事をしております。

では、こちらのテーマの計画事業の説明は以上となりまして、次から経常事業の説明に入ります。

48 ページをご覧くださいまして、経常事業 623、行政評価制度の推進です。

こちら、外部評価意見は51ページをご覧ください。経常事業は、適切か、改善が必要かの2つで評価をいただいております、この事業は適切と評価をしていただきました。外部評価意見のところ、2ついただきましたのでご説明します。

1つ目は、外部評価委員会の開催に当たっては、充実した議論ができるように、スケジュールに十分余裕のある形で設定してほしいというご意見をいただきました。

区の対応欄ですけれども、令和7年度の外部評価委員会の開催回数は、令和6年度から比べると、すごく、5回増えています。令和6年は9回だったんですが、7年度は14回実施をしております、その結果、6年度よりもより深く、充実した議論も行っていただけましたので、8年度以降も引き続きスケジュール設定を含めて、円滑な会議運営ができるように努めてまいります。

2点目ですけれども、区民意見の募集期間の延長や、行政評価制度の積極的な情報発信等により、行政評価を区民に分かりやすく伝える姿勢を追求してもらいたいというご意見をいただきました。

区への対応のほうですけれども、令和7年度は6年度に比べて、区民意見募集期間を9日間延長しました。こちら、今まで12月15日、中旬に募集開始して、大みそか前に締め切るという形だったんですが、こちらを今年度は12月上旬に募集開始して、大みそか前に締め切るというふうな形で、区民意見の募集期間を10日ほど延ばした形で募集をしております。結果としては、ちょっと今年度もゼロ件だったんですけれども、今後も延ばせるチャンスがあるのであれば、延ばせるだけ延ばしたいというふうに考えております。

内部評価結果、外部評価結果、あとこちらの今回の区の総合判断を公表する際には、広報新宿にQRコード付で掲載をしたりですとか、区のホームページに載せたりして、区民の方に、皆様に周知をしておりますので、引き続き行政評価制度を区民の方に分かりやすくお伝えできるように取り組んでいきたいと思っております。

その次の事業ですけれども、53ページをご覧ください。経常事業624番の広聴活動です。こちらは、広聴活動というのは、区民の方から広く意見を聞くという活動なので、区民意識調査ですとか、区政モニターアンケートですとか、そういったいろんな形でご意見をいただく事業になっています。

こちらの外部評価意見は、55ページをご覧ください。こちらの事業は適切と評価をいただいております。外部評価意見は4ついただいております。

まず1つ目ですけれども、行政と区民の対話は必要不可欠なことなので、区民の意見を広く深く求める働きかけを実施し続けてほしいというご意見をいただいております。

区のお返事としては、区のほうでは、区民意識調査、区政モニターアンケート、対話集会、区長へのはがきなど、様々な手段で区民の皆様からの意見を聴取、募集をしております。引き続き、区民の意見を聴取できるように努めて、意見聴取手法についても研究を続けていきますというふうにしております。

2点目ですけれども、区民からアンケート調査で意見を募る際には、区が重視している指

標や毎年の改善内容など、判断の材料になる情報も一緒にホームページで分かりやすく開示してはいかがでしょうかとご意見をいただいております。

それについて、区の対応のほうですけれども、区民意識調査や区政モニターアンケートでは、回答者が調査・設問の意図を理解しやすいよう、必要に応じて調査票へ関連資料を添付したりですとか、区のホームページで補足情報の公開を実施しています。引き続き、区民に対して意見聴取、調査をする際には、区民に分かりやすい情報提供の在り方を研究していきますとしております。

3点目ですけれども、区民への意識調査アンケートの回収については、オンライン回答の導入による自動集計が多くの自治体で取り入れられているので、新宿区でも同様の方法で実施してはいかがでしょうかとご意見をいただいております。こちら、具体的には、こちらの事業の中でやっている、大きなたくさんの人から意見をいただく区民意識調査という調査と、区政モニターアンケートという調査の2種類があるんですけれども、区民意識調査のほうは、オンライン回答が、インターネット回答が可能になっているんですが、区政モニターアンケートのほうは紙で回答を受け取る形に今なっております。

区の対応のお返事欄のところでも、区民意識調査、こちらのインターネット回答ができるようになったのは令和3年度からなんですけれども、こちらのほうではオンライン回答ができるようになっていて、自動集計を行っています。引き続き他自治体の動向等も注視しながら、アンケート手法については研究をしていきますとお返事をしております。

最後、4つ目ですけれども、区民の意見を丁寧に拾い上げることで、区と区民の相互の距離を縮めることは、令和7年に施行された新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例において求められている区民の自発的参加を促す上でも重要ですとご意見をいただきましたので、区としても、引き続き広聴活動を通じて、区民からの意見を丁寧に聴取し、区政運営につなげていく参考としていきますとお返事をしております。

次の事業にまいります、57ページをご覧ください。経常事業634電子区役所の推進です。こちらは、マイナンバーですとかを使って、手続をオンラインでできるようにするのを進めていこうという事業でございます。

こちらは、外部評価は59ページをご覧ください。評価は適切というふうに評価をいただいております、外部評価意見は2件いただいております。

1件目ですけれども、こちらは国で電子化を優先すべきとされている業務については、既に対応が完了しているということだけでも、区全体では行政手続は約1,000件あって、この1,000件のうちで見ると、電子化されているのは130件ということで、13%ですということで、今後は5年程度を目安に電子化の計画を立てて、取組を加速させていくべきですというご意見をいただきました。

区の対応についてですけれども、前半のところでは、電子申請のニーズの高いものから優先してオンライン化をしておりますということが書かれていて、後半、2段落目ですね、今後は、区民の利便性の向上を図るため、原則全ての行政手続においてオンライン化を検討・

推進するとともに、令和9年度末までに年間申請件数が1,000件以上の手続を原則オンライン化することを新たに目標として設定し、行政手続オンライン化に向けた取組を加速させていきますということで、後ほど触れさせていただくんですが、これに似た事業で計画事業の64番というものがございまして、そちらでも行政手続のオンライン化を計画的に進めるという計画事業があるんですけども、そっちのほうは、指標が、今までそういった具体的な何年度までに何件という、そういう指標、目標を立てていなかったんですけども、今回ご意見をいただいたので、その計画事業のほうに新たに指標設定を行いまして、具体的な締切りですね、9年度までというお尻を決めて、9年度までにこれをやるということを目指して新しく立てさせていただいております。

外部評価意見の2点目ですけども、電子化の推進は大事ですけども、全ての区民が電子化に対応できるわけではないので、デジタルとアナログの両輪で対応できるように体制を取ってもらいたいというご意見です。

区に対応のほうですけども、窓口での手続というのを維持しながら、業務改善を併せて行って、電子化を推進することで、デジタルでもアナログでもという両輪で対応できる体制を整備していきます。あと、対面確認が必須な手続ですね、身分確認ですとかが必要な手続などについては、今後の法律のほうの整備の状況を見ながら適切に電子化を進めていくというふうにしております。

次の事業にまいります。ページをおめくりいただきまして、60ページ、経常事業647区税込納率の向上です。こちら、税金の収納の業務を効率的にやりますというふうな事業になっております。

こちらの外部評価意見については、62ページをご覧ください。外部評価は適切というふうに評価をいただいております。こちら、外部評価意見は3ついただいております。

1つ目は、区税収入率は97.06%ですけども、理想なのは100%なので、引き続き区税収入率の向上を目指して、目標数値を設定しながら取組を進めてほしいという意見をいただきました。

区に対応については、令和7年4月に、先ほどの事業の説明にあつたとおり、税金と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に扱う部署を設置して、効率的な滞納整理に取り組んでいます。また、目標設定のご意見についてですけども、目標や滞納整理の指針を定めた納付推進計画というのを毎年度策定しておりまして、定期的な会議の場で計画の進捗状況の確認と課題の整理を行っています。

2点目のご意見ですけども、納付案内センター業務を担当する委託事業者と連携を図りながら取り組んでほしいというご意見をいただきました。

こちらに対しては、委託事業者とは毎月定例会を実施して、業務実施件数、収納金額などの具体的な数字を確認しながら連携を図っていますということで、連携を取りながら早期納付を勧奨していきますとお返事をしております。

最後のご意見ですけども、仕事に職員を充てるチーム制強化や事例のデータベース作

成など、組織的な運営をしてくださいというご意見をいただきました。

こちらに対しては、定期的な情報共有の場を設けることで、職員スキルの向上や、効果的・効率的な滞納整理につなげていきますとお返事しております。

次の事業ですけれども、64 ページをご覧ください。経常事業の 648 課税事務の効率的な運営です。先ほどは、収入のほうの、お金を頂くほうの業務でしたけれども、今度は課税ですね。税金が幾らですよというふうに賦課をするほうの業務を効率的にやるという事業になっております。

こちらの外部評価意見は、65 ページをご覧ください。こちらの外部評価は適切といただいております。外部評価意見は 3 ついただいております。

まず 1 つ目が、当初課税業務の外部委託により、業務を効率化させて作業量を減らすことで、コスト削減をしてほしいということで、それに対しての区のお返事としては、当初課税業務委託、当初課税業務というのは、年度の一番最初に 1 年間の税金はこれだけですという計算をしてお知らせを送るというような業務なんですけれども、それを委託しております、その委託の成果を検証して、業務の見直しを図ることで、より正確で効率的な事務処理ができるようにやっていきますとお返事をしています。

2 点目ですけれども、令和 8 年の標準準拠システムの移行に向けて、必要な準備も着実に進めてくださいということで、区のお返事としては、標準準拠システムの移行に備えて、システム事業者と調整をするなどして、継続して課税業務ができるように進めていきますとしています。

最後ですけれども、こちら、外部評価意見と区の対応の 1 つ上のところに事業経費が載っているんですが、事業費が 4 億 6,500 万と、結構金額が大きい事業になっているんですが、経常事業評価シートの事業概要の中では、システムの移行ですとか、業務の外部委託しか書かれておらず、この 4 億 6,000 万の大半を占めているのが、過年度の過誤納還付金のための費用だったんですが、その旨の記載がシートの中に一切なかったのが、取組と費用規模の記載に齟齬が生じるというような状況になっていました。なので、外部評価の意見で、そういったことが今後ないように、読み手の分かりやすさを意識してつくってくださいとご意見をいただいております。

区のお返事としては、そういったことのないように留意してまいりますとお返事しております。

外部評価をいただいた事業は以上になっておりまして、67 ページからは、参考関連事業として、外部評価の評価の対象ではなかったんですが、参考として取組の中身を確認するというので、中身だけ見ていた事業が幾つかございます。なので、こちらは外部評価意見をいただいておりますので、意見と方針という欄がないんですけれども、こちらについては、次年度の取組方針をちょっと簡単にご説明させていただければと思います。

まず、63 番の多様な決済手段を活用した電子納付の推進、67 ページのこちらの事業ですけれども、区で払う公金の支払いを、現金だけではなくて電子マネーですとか、そういった

ものを、決算手段を多様化していくという事業になっております。

こちらについては、69 ページをご覧ください、左のグレーの帯の部分が上下に分かれているんですが、一番下のところですね、令和 8 年度予算編成時点ということで、一番最新のこの事業の課題と取組方針が書かれております。右下の令和 8 年度取組方針というのが、内部評価を踏まえて、区としてどういうふうにしていくかという総合判断の部分になります。

令和 8 年度取組方針については、引き続き今の実行計画の期間中に全ての公金で電子納付ができるように計画的に進めていきますということと、あとキャッシュレス化のニーズが高いものから優先して導入をしていきますというふうにしています。

ページ、次、おめぐりいただきまして、70 ページですが、こちらが少し先ほど述べさせていただいた行政手続のオンライン化等の推進ということで、電子申請ができる手続を増やしていこうという事業になっております。

こちらは、72 ページをご覧ください、こちらのほう、72 ページの一番右下の令和 8 年度取組方針のところなんですけれども、3 点、3 つ丸ポチがありまして、1 個目は、利用者のニーズ等に応じて、進めて充実していきます。

2 つ目については、令和 7 年度中に導入した行政手続の案内ポータルサイトというものがありまして、これは新宿区の中でどういった行政手続が電子で、インターネットでできますよというのを集約したポータルサイトが、令和 7 年度に新たに開設、オープンしたんですが、それを運用するとともに、ホームページ、SNS を活用して、そういったポータルサイトがありますよということを周知していきますというもの。

最後の 3 点目のところが、区民の利便性の向上を図るため、原則全ての行政手続においてオンライン化を検討・推進します。あわせて、令和 9 年度末までに年間申請件数が 1,000 件以上、ニーズの高い事業について、手続を原則オンライン化することを目標として新たに設定をするようにしました。

ちょっとページは遡るんですが、71 ページをご覧くださいと、この事業の指標が載っております、7 年度の始まった時点での指標なんですけれども、これは結局、電子申請の手続を導入・運用というふうにしていくものと、電子申請におけるコード決済というものを 6 年度導入、7 年度は運用していくというものだったので、具体的な件数状況みたいなものがなかったんですけれども、こちらは新しく令和 9 年度末までに、年間申請件数が 1,000 件以上のものを全部オンライン化できるようにするという、3 つ目の指標の設定が新しくされるようになりますので、計画事業の見直しが行われたものになっております。

では、次の事業で、65 番の自治体 DX を推進する人材の育成です。こちらについての 8 年度取組、こちらは 76 ページに書いておりまして、こちらは IT 人材というか、DX などの研修などを e ラーニングで実施していく事業になっているんですけれども、こちらについては、もともとある DX 人材育成方針のスキルマップに基づいて、研修を実施しますということと、管理監督者向けについても、業務改善に取り組む意識の醸成、体制づくりを研修

するとともに、一般職員にも ICT スキルの取得を目指した研修を実施します。3 点目が、情報システム部門の職員向け専門研修というのを実施します。4 番目は、e ラーニングを基本としながら、より深い理解や実践力の向上が求められる研修は、対面での集合研修というものを併せて実施をしますというふうに、8 年度は予定をしております。

今のこのテーマですね、効果的・効率的な行財政運営についての説明は以上となりますので、一旦ここで切らせていただきます。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

【会長】

どうもありがとうございました。喉、大丈夫ですか。大変です。

何か、ご質問、ご意見等があれば。どうぞ。

【委員】

ちょっと質問があるんですけども、区税収入率というのは 97%で。

【会長】

ページをおっしゃってください。

【委員】

62 ページにあるのが、97%の区税収入率となっていて、それで令和 8 年度の予算概要のところを見ると、8 ページにあるのが、特別区税が 610 億円になっているから、結局区税収入率が 100%になっていないというところと比較すると、3%にこの 610 億を掛けると、大体 20 億ぐらいが区税収入として回収ができていないということですよ。

【事務局】

ちょっと、収入率の話で、ここの予算の概要の 8 ページに載っている区税の、610 億というのはどちらに。

【委員】

8 ページの特別区税、これが。

【事務局】

これ、予算額なので、令和 8 年度の額については見込みの額になっております。令和 7 年度の本されているこちらも予算額ですので、決算額ではないため、ちょっと厳密な数字は…

【委員】

厳密ではないですかね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

大体の水準としては 20 億ぐらいということですか。

【事務局】

20 億か、20 という理解で合っているかということですか。

【委員】

そうです。

【事務局】

すみません、ちょっともう私の知識不足で、今それが明確にお答えできません。すみません。

【委員】

特別区税だと、たばこ税とかも入っちゃっているんじゃないですかね、これ。だから、それに3%掛けるのが正確かというのと、違う気がしたんですけれども。たしか、たばこ税とかというのは特別区税だった気がして。

【委員】

これ、あれですもんね、3%というのは住民税の話ですよ、これ。区税収入率 97%は。別に、今ここでお答えする必要はないです。ただ単に、私が知りたかったのは、どの程度の規模の未収があるのかなというのと、あと健康保険は5%となっていたと思うんですけれども、健康保険はこれには出ていないんですよ、これ。特別会計とか、全体会計には。

【事務局】

そうですね、国民健康保険料については、一般会計ではなく、国民健康保険特別会計のほうに当たるのと、あと保険料がそのまま特別会計の全て歳入になるかどうかというのが、ちょっと分かりかねるところですので、厳密にはちょっと難しいところです。

【委員】

特別会計のところの健康保険の5%というのは、じゃ、幾らぐらいかというのは分からない。

【事務局】

未収と不納欠損率がまたちょっと定義が違う可能性がありまして、厳密に5%というのは不納欠損率のことで、もう時効を迎えてしまって取れなくなってしまったというものなんですけど、その金額を確認するためには、決算書を持ってくる必要がございまして、ちょっと決算書を今日持ってきていないので、申し訳ございません。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

ほかにご質問、ご意見ありますか。どうぞ。

【委員】

すみません、手短に。42ページの、ちょっと遡ると、59番の、今のやり取り、数字のほうはやり取りがあったことに関わる、滞納整理業務の一元化等に関わるところで、ごめんなさい、少し横出し的になってしまうんですけれども、42の記載の辺りですね、今後は日本の制度の理解を進めることが、収納率向上につながると考え云々というようなことで、口頭でもご説明があったかと思います。今、読み上げたのは、その他意見・感想のところの上のところの区の対応のところなんですけれども、なかなかこれは、説明が大変なところで、そもそも国民皆保険と言われても、外国の方は、私は国民じゃないということもあろうかと思

うので、そのあたりの説明は本当にいろいろ考慮するところがあるかというように思いますので、あまり国内向けの、本当にずっと生まれたときから日本に住まわれていた方向けの説明を、そのままこちらの、この文脈にのせると、そもそも違うというようなことがあって、ぴんと来ないというところもあるかなというふうに思いますので。

制度的な一つは、年金ですね。国民年金のほうは、これ、義務か、義務じゃないかということで多分はっきりしていると思うんですけども、そっちの頭で国民健康保険についても払わないみたいなことを、ひょっとしたら判断されているということもあり得るとか、あとは、自助の考え方がそもそも違うとか、こういうものは自分で備えるのが基本とか、民間保険で備えるのが基本というのは、地域でこれまでいろいろ育ってきて、自分のマインドセットが形成された方とかも多分おられると思うので、そのあたりの説明の仕方というのはなかなか難しいところがあるかと思うんですけども、ただ、重要なことと思いますので、何かそういうところで、どういうふうにご説明のロジックを組み立てられるのかというのは、引いた視点から言うと、関心を持って見たいということでもありますし、そのあたりは、それとして研究もございますので、そんなものも探していただければということをございます。

ただ、私はこれについて、なかなか説明は、このようにされようというのは分かるんですけども、なかなか難しいところもあるのだらうなという。すみません、感想になります。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。どうぞ。

【事務局】

ちょっと補足させていただくと、4階の窓口、多言語対応できる職員を配置しておりまして、最初に制度の説明で、先ほどおっしゃったような、国民健康保険制度はみんなで助け合っ、お金を出し合っ支えている制度ですというのも、冊子とともに、パンフレットを、外国語表記もされたものをお渡ししながら一応皆さんにご説明をして、保険料を支払う必要性があるというのと、来年度以降も必要だということところは一人一人丁寧に説明しておりまして、その関係で、4月とかは非常にもう混雑してしまうんですけども、1件1件するように丁寧に対応しているというような状況でございます。

【委員】

分かりました。

【会長】

ありがとうございました。ほかに。よろしいですか。

では、続けても大丈夫ですかね。じゃ、よろしく願いいたします。

【事務局】

では、次のテーマに移らせていただきます。

77 ページをご覧ください。こちらは、第2部会の皆様にご評価いただいた公共施設マネ

ジメンツの強化のテーマに入つてまいります。文字のとおり、区の施設をどういふふう管理していかつというところのテーマで、いろいろな事業を評価いただきました。

まず、テーマの外部評価意見については、79 ページをご覧ください。テーマに対する外部評価はおおむね良好と評価をいただいております。評価欄、いろいろな見ていただいた対象事業を網羅的に全て拾っていただいております、おおむね大体いろいろな事業が予定どおりの期日に管理、計画的に保守されていますということで、おおむね良好といただいております。今後の取組の方向性に対する意見のところの欄で、外部評価意見、まず2点ご紹介させていただきます。

1点目ですけれども、現行の新宿区公共施設等総合管理計画に示されているように、公共施設は今後複合施設化と並んで多機能化、機能移転が進むと考えられます。区のほうでは、区民ニーズを的確に把握しながら、ハード、ソフトの両面で、既成の公共施設分類というものがありますが、それにとらわれない柔軟な視点で、その施設の仕組みを構築して、アクセシビリティを含め、利用者の利便性の維持、向上を期待しますとご意見いただいております。区のほうでは、1行目にある新宿区公共施設等総合管理計画という、全体の施設、どういふふう管理していかつという計画を定めておまして、それに従つて施設の管理等を行っております、その中で、公共施設は複合化、多機能化していかつというところは大きな方針として示しておりますので、そこを受けて、このような意見をいただきました。

区に対応のところですけれども、令和7年度に新たな施設白書を作成する中で、現在の施設の状況、コスト等の実態を把握して、分析評価を行うことで、今の現在の区有施設の課題を整理しているところです。この施設白書を基礎資料として、区民ニーズを把握し、将来的な施設の役割、複合化等による施設再編も見据えて、令和9年度にこの公共施設等総合管理計画が改定を予定しておりますので、9年度の改定に向けて、施設の在り方を整理していきますとしております。

2点目ですけれども、庁舎の将来的な在り方に関する検討、この本庁舎等を今後どういふかというところの検討については、まちづくりの視点と並んで、区民にとっての利便性の向上と、あと職員にとっての働きやすさという軸も基本に据えて具体的な検討を進めてもらいたい。また、その際に、特別出張所ですね、本庁舎以外に10地区にある特別出張所との関係、機能や役割分担の関係もどのようにしていかつという点も考慮しながら進めてもらいたいとご意見をいただいております。

区に対応としては、令和7年度は庁舎建設を契機としたまちづくりについて検討をしていますとしながら、新庁舎整備の検討に当たっては、区民の利便性の向上、職員の働きやすさ等の視点から検討するとともに、地域のミニ区役所としてサービスを展開している特別出張所等の役割分担の視点も持ちながら、庁舎機能の検討を深めていきますとお返事をしております。

ページをおめぐりいただきまして、まだ外部評価は3件続きますので、80ページをご覧ください。3つのうちの1点目ですが、事業指標の設定方法についてですけれども、より分

かりやすい、理解しやすいものにする上で、次の3点を改善の余地があるように感じたということでご指摘いただきました。①できるだけ具体的な数字であってほしい、②事業の課題・目的に対する達成度を把握できるものになってほしい、③事業の計画全体から見ての達成状況が年度ごとに確認ができてほしいということをお願いしております。

そちらに対する区の対応、お返事のほうですけれども、事業の成果、進捗を客観的に把握できて、区民にも分かりやすいという指標は大事だというふうに考えております。具体的な数値や達成度、年度ごとの進捗が確認できる、ご指摘いただいたような指標の設定については、先ほどのテーマのほうでも申し上げた、今一番ベースとなる10年間の計画、総合計画というものを、次のものになるのを見据えて準備を始めているところなので、次期総合計画や実行計画の策定に向けて、新しいその指標についても検討していきたいと考えております。

2番目ですけれども、全国的には人口減少の局面に入っている中で、新宿区のほうでは、人口増加がしばらくは続くというふうに人口動態は予測されておりますので、その予測、あと社会の多文化化が、外国人の方がいっぱいいらっしゃるりとか、多文化化も一層進んでいくと考えられている状況の中で、公共施設のマネジメントはそうした変化に柔軟に対応していけるようにということで、ご期待をいただく意見をいただきました。

それに対するお返しとしては、区では公共施設等総合管理計画で掲げる基本理念・基本方針に基づき、区有施設マネジメントの強化に取り組んでいます。区有施設マネジメントについては、将来人口推計を踏まえるとともに、行政需要、地域需要を踏まえて、時代の変化に対して総合的に判断をして、区有施設マネジメントの取組を進めていきますとしております。

最後ですけれども、障害等を有する方の移動制約を低減、少なくして、相談を含む行政サービスをさらに利用しやすくするため、施設や庁舎の建物及び交通拠点から、駅ですとか、バス停みたいところから建物、その間の動線におけるバリアフリー化ということも引き続き力を注いでいただきたいとご意見をいただきました。

こちらについてのお返事は、公共施設については、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例という条例がありまして、そこに基づいて施設整備の機会を捉えて、バリアフリー化に努めております。あと、あわせて交通拠点から施設や庁舎の建物への動線については、こちらはまた別の新宿区移動等円滑化方針という方針がございますので、そちらの方針に基づいて、区道等のバリアフリー化に取り組んでいきますとしております。

次に、こちらで、今テーマにいただいた外部評価意見と、それへのお返しのご説明は以上となりまして、81ページからは具体の事業の説明に入ります。まず、81ページは、計画事業61の①区有施設等の長寿命化（中長期修繕計画に基づく施設の維持保全）ということで、区の区有施設、たくさんあるものを、毎年、ここは何十か所、今年は何十か所、今年は何十か所、ここを修理します、ここを整備しますということを計画的にやっておりますので、その事業になっています。

外部評価意見は 83 ページをご覧ください。こちら、外部評価は計画どおりといただいております。今回見ていただいたのは令和 6 年度のもので、令和 6 年度は 1 件、防災に関する施設が予定変更になっているんですけども、全体としては区の計画に沿って適切になされているので、計画どおりと評価をいただきました。外部評価意見は 3 件いただいております。

まず 1 点目ですけども、経費抑制や将来ニーズの変化予測に対応して修繕を部分的なものにとどめている施設もある、ここだけ直せばオーケーというような施設もあるということでしたが、改修することで新しいニーズが生まれることもあると思うので、個別施設の管理運営を通して区民ニーズの、こういったニーズであるとか、そのニーズがどう変化するかというところを継続的に分析、把握して、その結果を、先ほどもあったように新宿区公共施設等総合管理計画の実施ないしは策定にフィードバックするようにしてもらいたいと意見をいただきました。

区の対応としては、当事業では、施設機能を維持しながら長寿命化を図っていくために、修繕計画に基づく修繕工事を実施しているものです。引き続き、区民ニーズの変化等により施設の改修を必要とする場合には、個別施設の管理運営を行っている主管部署と協議、連携を取りながら、各施設の事業計画に反映して、改修を適切に実施してまいりますとしています。

外部評価意見 2 点目ですけども、区有施設の不具合に気づいた利用者や職員が、すぐに区に、ここが壊れていますよということを報告できて、その後の対応状況も確認できるような仕組みがあるといいですとご意見をいただきました。道路については、そういったシステムがありまして、ここに穴が空いていますというようなことを LINE で通報できる道路通報システムというものがありますので、そういったものを参考に、利用者の声を反映した施設管理の方法を検討してほしいと意見をいただいております。

こちらに対する区の対応は、各区有施設（建物）には、区の職員や指定管理者が常駐をしておりますので、利用者の方々から不具合に関する報告ですとか意見というものは常に受けられるような体制になっております。引き続き、報告等を基に現場の状況を確認して、危険性等の判断を行いながら、必要な修繕対応を実施してまいりますとしています。

最後ですけども、工事費等の高騰により計画が実施困難になるような場合には、適宜予算の見直しなども行いながら対応を図る必要があるのではないですかとご意見をいただきました。

こちらに対する対応としては、資機材の高騰や人的資源の確保が困難等の状況により、近年工事費の高騰が起きています。そのため、定期点検の結果や修繕履歴を基に適宜中長期修繕計画を適宜見直し、工事費の縮減や平準化を推進して、予算の見直しを含めて適切に対応してまいりますとしています。

こちらの事業のご説明は以上で、次の事業にお移りください。85 ページをご覧ください。計画事業 26 番、まちをつなぐ橋の整備ということで、こちらは区内に架かっている橋をそれぞれ点検して修繕していくという事業になっています。

こちらの外部評価意見は、87 ページをご覧ください。こちらは外部評価、計画どおりと
いただいております。橋りょう長寿命化修繕計画に基づいて、計画的に修繕、工事が行われ
たので、計画どおりといただきました。外部評価意見は2件いただいております。

こちら、ヒアリングのときに、例えば新宿区と千代田区の区境に橋が架かっているときは、
どっちが補修するんですかというようなことのご質問を行われて、ちゃんと、どっちもやら
ないということにならないように、どっちかがやる、こっちは区がやりますというルールは
ちゃんと決まっていますというお答えがあったので、それが確認できましたので、引き続き
丁寧で計画的に点検してくださいというご意見をいただきました。区のお返事は、計画に基
づいて、引き続き適切にやりますとお返事をしています。

2点目ですけれども、新宿区の橋りょう長寿命化修繕計画の中には、橋の集約化や撤去も
必要に応じて検討するというふうに書いてあるんですけれども、橋というのは住民の生活
に欠かせない、すごい大事なものになっているので、橋を落とすとか、廃止するというよう
な検討をもし進めるんだったら、関係住民に十分に説明をしながら、慎重に検討をしてくだ
さいとご意見をいただきました。

こちらに対する区のお返事は、橋の集約化や撤去を検討するに当たっては、周辺の代替通
行機能の状況ですとか、あと将来の維持管理に関する費用対効果などの検証をするとも
に、関係住民への説明を十分に行いながら、慎重に取り組んでいきますとお返事をしてお
ります。

では、次の事業にまいります。88 ページをご覧ください。42番、公園施設の計画的更新
ということで、こちらは公園のベンチですとか、日除けみたいなものの、公園の中にある施
設について点検をして、定期的に必要があれば更新をしていくというような事業になって
おります。

こちらの外部評価意見は、90 ページをご覧ください。こちら、外部評価は計画どおりと
いただいております。こちらも適切に公園施設の更新工事と遊具の定期点検が行われたの
で、計画どおりとしていただいております。外部評価意見は3件いただいております。

1点目ですけれども、公園は多様な世代が多様な目的で利用し、地域住民の交流も生まれ
る大切な場所です。公園の利用法における変化、いろいろな使い方をする人がいるので、そ
ういった変化に対応しながら、これまで以上に多くの区民が訪れる空間にするべく、新しい
種類の施設や遊具を積極的に取り入れていってほしいとご意見をいただきました。

区の対応欄ですけれども、公園施設の更新に当たっては、公園周辺の環境や利用状況等を
踏まえながら、公園ごとに適切な種類の施設となるよう十分に検討していきますとお返事
をしております。

2点目ですけれども、温暖化対策の観点や、子どもにとっての環境学習の重要性を踏まえ、
自然や生き物に触れられる場という視点からの公園づくり、公園整備にも力を入れていた
だきたいとご意見いただきました。

こちらに対する区の対応としては、公園づくりに当たっては、各公園の立地特性、利用状

況、地域意見などを勘案しながら、自然との触れ合い、遊びや休憩、防災性の向上など、各公園の特徴に応じて必要な役割を十分検討しながら整備しますとしております。

最後ですけれども、定期点検は不可欠で大事なので、今後も確実にやってほしいというご意見をいただきましたので、区の対応としても、公園の安全性をより高めるため、引き続き専門の技術者に公園施設の点検をしてもらいますとしております。

では、次の事業にまいります。お隣、91ページをご覧くださいまして、こちらは62の①区有施設のマネジメント(牛込保健センター等複合施設の建替え)という事業になります。牛込保健センター、令和7年の秋頃に新施設がオープンをしたんですけれども、その建て替え工事は結構長いことやっております、その計画事業になっておりました。

こちらの外部評価意見は、93ページをご覧ください。外部評価意見は計画以下となっております。こちらは、内部評価も計画以下となっておりますので、内部評価、外部評価ともに計画以下だという事業になっております。何で計画以下だったかということこちらは建て替え工事の中で、工事業業者のほうの施工ミス等が多発しております、予想外の事故というものが何回起きて、工期延伸、工期延伸ということが何度か起きていたため、計画以下と評価をいただいたものになっております。外部評価意見ですけれども、4ついただいておりますね。

まず、上から1つ目が、新施設の完成後も引き続き周辺環境や利用者の利便性に十分配慮しながら施設を運営してほしいとご意見いただきました。区の対応としては、新しい施設、複合施設は乳幼児の施設もあれば、高齢者の施設もあって、幅広い区民の方が利用されることから、各施設の所管部署間での連携をしながら、利用者ニーズに応えた施設運営を行ってまいりますとしております。

2番目ですけれども、工期延伸のため生じる費用に関する事業者との協議においては、区民が納得できる対応をしていただきたいという意見ですけれども、これは先ほど申し上げたように、事業者の責任で、事業者のせいでも事故が起きて、それでオープンが延びてしまったということで損害が生じているというような状況になっておりますので、その、誰がどうやって責任を取るかというところの協議については、きっちりとやっていただきたいというご意見をいただいたものです。区の対応なんですけれども、工期延伸により生じた費用については、工事延伸の要因となった建設会社に全額の費用負担を求めていますということ、ちゃんと全部向こう方に請求をしていますというお返事になっております。

3番目ですけれども、この事業で発生した工期延伸に関して、現在は再発防止策として、区の職員がより頻繁に現場に足を運んで、発注者として監理者・施工者とより密にコミュニケーションを取ったりといった対応をしていますというふうなことでヒアリングの回答があったんですが、それらに加えて、将来的な再発防止の観点から、事業者の選定、事業者を選ぶときに、技術力等について厳格な視点を持てるように、入札方式の見直しも視野に入れてはどうでしょうかということでご意見をいただきました。国やほかの地方公共団体の取組も参考にしながら、今回の事案が教訓になって、むしろ新宿区がパイオニア的なものに、

モデルとなるような体制の構築ができるように期待すると意見をいただいております。

区の対応欄としては、前半のところは、今のこういうふうには再発防止をしていますというところを書いておりまして、2段落目から、工事請負契約の入札方式は、過去の施工実績や技術力など一定の資格要件を満たした事業者のみが参加できる制限付一般競争入札を基本としていますということで、この方法を変更する予定はないんですけれども、資格要件の厳格化を今後図るなどの再発防止に努めていきますというふうになっています。

最後ですけれども、公共事業は計画どおり円滑に進めることが区民生活の安定・充実につながるため、着実な推進に努めてほしいとご意見をいただきました。こちらに対しては、区有施設の整備については、新宿区公共施設等総合管理計画及び各個別の施設の計画に基づいて、着実に取り組んでいきますとお返事をしております。

こちらの事業は以上です。

次に、95 ページにお進みください。62 の②区有施設のマネジメント（旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用）の事業になります。こちらは、今の牛込保健センターの新しい施設の建設に関連する事業になっているんですけれども、牛込保健センターが出来上がらないと、こっちの事業が始まらないというような関係性になっておりまして、そういった前提があるものになっています。なので、旧都立市ヶ谷商業高等学校というところが、今はないんですけれども、そこの跡地を活用して新しい施設をつくろうという事業になっています。

外部評価意見は、97 ページをご覧ください。こちらは、外部評価を計画どおりとしていただいているんですけれども、外部評価の評価作業の中で結構議論が深まった事業になっております。評価のコメントのところをちょっと読ませていただくんですけれども、年度別計画については、校舎の解体工事に関わる外的要因、これが牛込保健センターの工事が遅れたことなんです、この外的要因により、本事業全体の期間が延伸されています。延伸されたことに伴って、令和7年度以降の計画の部分も変更がされています。なので、令和4年に区が発表した整備の工程、スケジュールを、そこを基準に考えると、この事業の計画全体では既に遅れが生じているような状況になっています。ただ、その一方で、今回の評価対象が令和6年度の事業という、計画していた部分ということになるんですが、令和6年度の事業の計画内容については、変更なく予定どおりに実施をされていたので、その部分では計画どおりと評価ができます。

なお書き以下は、事業が延びたことで、中学校の校舎の建て替え計画にも影響が及んでいるんですが、現在の校舎ですね、建て替えが延期になっちゃっているんですけれども、そこらは安全面の問題がないというところについては確認ができましたと評価をいただいております。

以上を踏まえて、外部評価意見をちょっと6つ、97 ページに2個と98 ページに4ついただいておりますので、順番にご説明します。

97 ページの1つ目ですが、外部評価意見、区民、特に当該地域の住民の多くは、この事業を牛込保健センターの仮移転から、ここの旧都立市ヶ谷商業のところの牛込一中の中学

校建て替えまでを一体的に捉えて、認識をしています。そのため、区では、この事業計画の評価を単年度の個別の施設・個別の工事についてだけではなくて、全ての期間、全ての要素及び関連事業を見渡す視野からの評価を行っていただきたい。その内容を区民に説明しながら事業を着実に実行していただきたいというご意見をいただいております。

区の対応のところですが、まず区として、事業スケジュール等に変更があった場合には、年度別の計画の見直しを行い、議会に報告し、町会・自治会や施設の利用者に対しての説明を行っています。なお、令和7年8月に旧都立市ヶ谷商業高等学校と牛込第一中学校のプールの解体工事の説明会を実施した際には、牛込保健センターの施設の開設時期を踏まえた事業全体のスケジュールが見直しされますよという点についても説明を行ったところです。今後も事業スケジュールに変更が生じた場合には、計画を見直すとともに、計画に影響が及ぶ関連事業の進捗状況も踏まえて評価を行い、適切に事業を実行していきますというふうにお返事をしています。

2番目のところですが、本事業は学校跡地を活用して各種の公共施設を整備するという、区内で先進性を持つものです。今後事業を進めていく中で、例えば防災ですとか、酷暑の対策で新しい課題が、社会状況が変わるなどして新しい課題が認識されるようなことがあった場合は、そういったことにも対応して計画を調整するなど柔軟性を持って臨んでほしいというご意見をいただきました。

こちらに対する区の対応のお返事は、旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地の活用にあたって、今後も事業を進める中で、新しい課題、社会的要請が生じた場合には、適宜、計画を見直して、柔軟に対応しますとお返事をしております。

では、ページをおめくりいただきまして、その他意見・感想で4ついただいている外部評価意見をご紹介します。こちらは、まず1個目ですが、この事業による各種施設整備によって、中学生と地域住民の交流や、地域図書館、防災広場、高齢者施設などを拠点として住民間のつながりが一層活発になることを期待しますとご意見をいただきました。

こちらについて区のお返事は、この事業は、福祉、防災、教育に資する、いろんなことに資する場として、老人ホームの設置と防災広場の整備と中学校の建て替えと図書館の整備ということ、この旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地で行おうとしております。施設の整備によって住民間のつながりを活性化させる方策については、具体的にもっと今後施設の整備を進める中で検討をしていきます。

なお、今回、区内で初めて学校の中に地域図書館ができるということで、学校に図書館が併設されるという利点を生かしまして、学校図書館との連携を強化するとともに、世代間交流の場の創出など、地域とつながるイベントの開催を含めて、学びと交流ができるような図書館にしていきたいと区としては考えているところです。

次ですが、本事業に限らず、施設の整備においては、駐輪場ですね、十分な駐輪場スペースの確保など、利用者がアクセスしやすいような利便性に引き続き配慮してほしいとご意見をいただきました。こちらについては、区施設の整備にあたっては、引き続き区民

の施設利用状況の見込みに応じて、利用者のアクセスに必要な設備を整備していきますとしています。

3番目ですけれども、校舎解体に伴う埋蔵文化財発掘調査に関して、牛込第一中学校の生徒を含む近隣住民が発掘現場を間近に体験できるような機会を企画してはどうでしょうかというご意見をいただきました。こういった新しい建物を建てるみたいなきときというのは、必ずその土地に何か歴史的な価値のあるものが埋まっていないかという、埋蔵文化財の発掘調査ということを必ず行うようになっておりまして、そういう遺跡調査みたいなことになるんですけれども、この機会を中学校の生徒と一緒に参加してもらえるようなことはできませんかというご意見をいただいたもので、こちらに対するお返事ですけれども、区立学校建て替えの直近事例である愛日小学校建て替えの際には、遺跡が発掘されたんですけれども、発掘された遺跡の見学会を開催をしましたということで、旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎解体に伴う埋蔵文化財発掘調査においても、こういった事例を参考に、埋蔵文化財の発掘調査を身近に感じていただける機会を設けたいと考えているところです。

最後ですけれども、中学校校舎の建て替え計画が遅延していることについては、やむを得ないものとはいえ、児童ですね、近隣の小学生たちの進学先についての選択肢に影響が生じることは否定できないのではないかと。その影響を最小限に抑えるという視点を持って取り組んでいただきたいとご意見をいただいております。新しい中学校ができると思って、新しい中学校に行きたいから地元の中学校に進むつもりだった小学生がいたとして、その中学校が出来上がるのが何年先に延びましたというふうになると、それは影響があるんじゃないですかというようなことで、そういったことも考慮しながら進めてほしいというご意見をいただいております。

こちらに対してのお返事としては、引き続き牛込第一中学校において工夫を凝らした教育活動を実施するとともに、牛込第一中学校校舎建て替え工事を着実に進めます。児童の進学先検討に資するよう、学校説明会等の機会を捉え、工事の進捗状況についても情報を発信していきますというふうに区としてお返事をしております。

では、次、99ページにお進みください。次の事業が46の③地球温暖化対策の推進（区有施設の照明設備LED化）です。区の施設、まだ蛍光灯のところも結構あるところ、それを着実にLED化していきますという事業になっております。

こちらの外部評価意見は、101ページをご覧ください。こちらの外部評価も計画どおりと評価をいただいております。外部評価意見は3点いただいております。

1点目ですけれども、この事業の進捗を測る指標は工事完了施設数を基準にしています。ただ、蛍光灯がもう製造販売が中止になるのがすごい近くて、LED化というのは喫緊の課題になっておりますので、工事が必要な施設や照明設備の総数に対して、全体の中でどのぐらい終わっているかというところの割合を指標に設定して事業進捗率を示すようにするほうが、分かりやすいし、安心につながるんじゃないですかとご意見をいただいております。

区の対応欄についてですけれども、各施設の直近の状況を踏まえながら、事業全体の進捗

状況を区民により分かりやすくお示しする手法について検討しますというふうになっておりまして、今はまだ具体的にこの事業については指標の変更はなされていないところなんですけれども、どうすれば分かりやすく示せるかどうか検討するという形になっています。

2点目ですけれども、本事業の終了後には、ESCO 事業により実施された電気設備の改修について、その効果検証が行われることを期待するというので、ESCO 事業というのが、99 ページのこの一覧表をご覧いただきたいんですが、この一覧表の下のところに注釈がございまして、ここに記載のとおり、設計・施工、省エネルギー効果の検証等のサービスを一体的に実施する事業で、改修経費の一部を光熱費の削減分で賄い、照明の LED 化を行いますとありまして、1 個ずつ、1 個ずつやるというよりも、設計の契約をして、工事の契約をして、その後の効果の検証を契約するという形ではなくて、もう設計から工事が終わってその後の効果がどうだったかという検証までをもう一気に通貫でやってもらうというような手法で、今回これを、LED 化を進めているところです。

外部評価意見に戻りまして、それを、効果検証というのをきちんとやっていただきたいというご意見をいただいておりますので、区の対応のお返事欄として、ESCO 事業は、設計・施工から省エネ効果の検証までを一体的にやるものですので、施工後に効果検証を行って、エネルギー消費量の削減効果を測定をする予定でございます。

最後ですけれども、照明設備の LED 化は不可避なので、計画的に進めてくださいとご意見をいただきました。区の対応としては、令和 6 年度に策定した実施スケジュールや施工方法の実施計画を基に、引き続き計画的に LED 化を進めますとしております。

計画事業のご説明は以上となりまして、次、経常事業にいけます。103 ページをご覧ください。経常事業 658 区立住宅の維持保全ということで、区立住宅の修繕の事業になっています。

こちらの外部評価意見は 105 ページをご覧ください。外部評価としては適切というふうに評価をいただいております。ただ、こちらは令和 6 年に入札不調が起きるなどして、全てが順調とはいえなかったですねというような部分があったんですけれども、トータルとしては適切とご評価をいただいております。評価のコメントの最後の段落のところですね、この事業は適切と評価する。ただし、入札に関する課題は継続している部分があるため、必要な工事は適切なタイミングで実施できるようにするため、検討が引き続き行われることが望まれるというふうに一言いただいております。

外部評価意見は 3 点いただいております。1 点目ですけれども、入札に関しては、工費に加えて季節によって変動する業者の稼働状況等も考慮に入れた条件設定を検討するとともに、予算面を見直す必要性も検証する必要があるということで、そういったいろいろな視点をもちながら、住宅保障の基盤維持を確実に図ってほしいとご意見をいただいております。

区の対応としては、建物の劣化状況を適切に把握しながら、予防的な維持管理に努めるとともに、入札に当たっては時期や金額等を考慮し、効果的な修繕に取り組んでいきますとし

ています。こちらの事業が予防的な維持管理の事業になっておりまして、壊れたものを直すというよりも、壊れる前に直しておく、手を入れておくというようなものになっているので、入札が1回駄目になって、即、すごく入居者の方たちが困る状況になるというものではないんですけれども、入札に当たっては、引き続き時期、金額等を考慮して、ちゃんと入札につながるようにやっていきたいというふうなお返事になっています。

2点目ですけれども、定期点検及び建物の劣化状況等の把握に基づいた計画的な修繕を、引き続き実施してほしいというご意見で、こちらの区の対応としても、引き続き適切に修繕を実施しますというものになっています。

最後ですけれども、本事業からはちょっと引いた視野からの意見ですけれども、住宅セーフティネットの一環で一定規模の区立住宅を維持していくというのが今の区の方針なんです、その方針は理解できる一方で、今後区立住宅の老朽化がどんどん進んでいくということ踏まえると、住宅セーフティネットの事業趣旨を継続しながら、区が確保する住宅ストックについて、借上型・所有型の構成を将来どのようにしていくのかということも検討をしいってほしいとご意見をいただいております。この区立住宅というものについては、区が持っているものというのと、区が民間から借りているものという2種類がありますので、その割合をどうしていくのかということも考えていく必要があるよねというご意見をいただいたものになります。

区の対応としては、区営住宅は、住宅セーフティネットとして、区が一定規模の施設を維持していく必要があります。借上型は所有者との契約期間の満了を迎えることから、借上型・所有型の区立住宅全体の在り方について検討を進めていきますということで、ちょうど借上型は民間から借りているもので、契約期間がもちろんありますので、その満了のタイミングがあるので、このまま同じ形で更新するのか、これを機に見直すのかというところで、ちょうど検討が必要なタイミングになっております。なので、区としては、この検討をやっていく必要があると認識をして進めていくというつもりがございます。

では、次の事業にまいります。107ページをご覧ください。659道路の維持保全です。こちらについては、アセットマネジメントの考え方ということで、定量的な数字のデータを基に、道路の維持保全のコストを計算しながら、どういったところを修補していく必要があるかというところを検討するというものになっています。

外部評価意見ですけれども、108ページをご覧ください。108ページから109ページにかけてが外部評価意見と区の対応の欄ですが、外部評価意見は適切というふうに評価をいただいております。

まず、108ページの外部評価意見です。経常事業495道路の維持管理と一体的に、道路監察及び雨水ますの清掃等による冠水対策、さらには歩道面の適切な勾配確保を含む道路の適正な維持管理に力を注いでもらいたい。また、道路の不具合への対応については区が導入しているLINEによる道路通報システムが有効なので、区民に対しても周知をしてほしいとご意見をいただきました。こちらの事業は、659なんですけれども、ここに書いてある495

道路の維持管理というのは、こちらの事業と一体的に行われているものでして、予算のお財布も、この事業と495の事業でこれだけのお財布、財布を共有しているような事業になっています。495の道路の維持管理というほうの事業で、具体的に道路監察や雨水ますの詰まりを清掃するですとか、そういったことの対策を取っておりますので、そっちもきちんとやってほしいというご意見ですね、いただいております。

区の対応のところですが、区道の適正な維持管理のため、道路監察及び雨水ますの清掃等による冠水対策を行います。あとは、バリアフリーの観点から歩道面の適切な勾配を確保するよう維持工事等を実施していきます。また、道路の不具合への対応についてはLINEによる道路通報システムが有効なので、区民に対しても一層の周知を図っていきますとお返事しております。

109ページに移っていただきまして、2番目の外部評価意見ですね。区では、毎年区内道路の対象路線について路面下空洞調査を実施しており、車道は3年に一回、歩道は4年に一回で点検をしているということが確認できましたということでもいただきまして、区のお返事も、引き続き適切な調査を実施しながら、適切に維持管理をしていきますとしております。

3点目、最後に、雨水ますの清掃に関しては、雨水ますの中にたばこやごみのポイ捨てをしたりですとか、落ち葉の掃き掃除で、そのまま雨水ますの中に葉っぱを落としたりする人がいたりするので、そういったことをしないように、地域との連携ですとか、地域住民への協力の呼びかけも重要であると感じたというご意見をいただきました。こちらについては、たばこやごみのポイ捨て、落ち葉掃除等に関しては、地域との連携、協力の呼びかけを引き続き実施しますと区の回答を差し上げております。

では、次の事業です。110ページにお進みください。こちらは、662本庁舎整備検討調査の事業で、区の本庁舎が古くて狭いので、新しい本庁舎を建てたいですねという事業になっております。外部評価意見は111ページから112ページにかけてございます。外部評価自体は適切というふうに評価をいただいております。

外部評価意見と区の対応のご説明のほうにまいります。外部評価意見、まず1つ目ですがけれども、本事業が着実に推進されることを期待する。その際に、数十年先を見据えて、区のシンボリック的存在にすることと併せて、規模の大きい、この本庁舎にいろいろな機能を集中させた方が効率的で区民サービスの向上につながるというような行政資源があるのと、あと特別出張所のほうに分散したほうが望ましいような業務というものもあると思うので、それぞれどういう特徴があったりとか、どういうものであるのかということも検討してもらいたいというご意見をいただいております。庁舎に持たせる機能あるいは区の資源配置の態様は、デジタル技術の活用法を含む業務の在り方や総合窓口の設置といったサービス提供の仕方、さらには職員の働き方をどうするかということによって、自由度を高められる面があるので、今後の調査・検討がそういった見地から、また他自治体の事例も参考にしながら、業務の在り方や職員の働き方という点に重点を置いて行われることを期待しますというご意見

をいただきました。

区の対応欄についてですけれども、この事業では、まず本庁舎をどうするかというところの検討に当たって、まず調査を行ったんですけれども、その調査の報告書のほうでは、本庁舎から分散したお隣の第一分庁舎と第二分庁舎、第二分庁舎の分館と、第二分庁舎分館分室というのと、健康部分室、とにかくそういった新宿駅周辺にある分室とか分館を合わせて、そういったものを含めたものが新庁舎整備の対象というふうに、今は検討しているところですが、その結果、4万4,600平米必要ですというふうに、今調査上は算定をしているところになっています。

新庁舎の整備の検討に当たっては、区民の利便性の確保、サービスの向上の視点を踏まえて、新たな時代の庁舎に求められる機能を検討するとともに、地域のミニ区役所、特別出張所との役割分担の視点も持ちながら、庁舎にどういった機能を持たせるかというところの検討を深めていきます。

庁舎に持たせる機能や業務の在り方については、新庁舎整備における基本構想・基本計画での検討を想定しておりまして、DXやICTの利活用等を踏まえるとともに、先進自治体の成功事例などを参考にしながら検討します。あと、職員の働き方の検討に当たっても、職員のアンケート調査ですとか、執務環境の調査ですとか、そういったことをしながら、どういったアプローチが有効か検討を進めていきますということで、総論、新庁舎整備については、区全体に影響するので、総合的な視点を持って取組を進めますとしています。

2番目ですけれども、現在、3つの敷地、本庁舎がどこに建つかというのが、3つの敷地を候補地にしているんですけれども、本庁舎と分庁舎を建て替える場合は、仮庁舎を確保する必要があって、その仮庁舎が必要になる場合の費用ですとか、仮庁舎があるということはそこに引越しをしないといけないですとか、そういったいろいろな制約が生じますので、そういった仮庁舎が必要となるケースの課題ということを、事業スケジュールの評価・検討においては十分に考慮する必要があるということで、気をつけておいてくださいねとご意見をいただいております。

こちらに対する区の対応ですけれども、先ほどの調査の報告書においては、3つの候補地について、それぞれどういった課題があるですとか、財政の負担がどうなるというところの整理を行っておりますけれども、今後もうちょっと本格的に候補地の選定を進めるに当たっては、さらにほかの条件についても検討が必要というふうに考えています。ご指摘のとおり、庁舎を建て替える、今いるここを建て替える場合は、仮庁舎が必要になって、そこに移転するという行動も必要になりますので、候補地ごとに生じる課題について、多角的な視点で検討を進めていきますとしております。

3つ目ですね、その他の意見・感想の一番上、3つ目の外部評価意見ですけれども、今回、新庁舎に求められることを区民目線、職員目線など多面的に検討されていることですとか、容積率、空地の中で容積率の条件を満たすものを加味して必要な敷地面積が確保できるとか、そういったことを幅広く分析して候補地を検討しているということを知ることができ

ましたという感想をいただいております。

区のお返事としては、新庁舎の整備に当たっては、庁内検討や専門的な見地に立った詳細な検討など、多面的に幅広く検討を進めてきましたので、今後も候補地の選定や新しい基本構想・基本計画の策定において、検討状況に応じて適切に区民に情報提供をしていきますとしています。

次に、現本庁舎は新宿サブナードに直結していて、利便性がとても高いですということで、新しい庁舎を整備するにおいては、こういった利便性を維持・向上させる視点から、必要に応じて、新宿駅のほうも今再開発を進めておりますので、そちらの再開発事業とも連携を取りながら、引き続き駅との接続性や動線の確保についても便利でい続けられるように検討をしてほしいとご意見をいただきました。

こちらに対して区のお返事は、新庁舎整備の候補地選定において、来庁者や職員にとっての利便性というのは重要と考えています。先ほどの調査の報告書においては、利便性やまちづくりの評価項目により評価して候補地を整理しておりますので、引き続き、候補地周辺の開発計画の動向も注視しながら、候補地の選定など整備の取組を進めていきますとしています。

次に、この 111 ページの最後ですね。現在の本庁舎は老朽化しているものの特徴的な意匠を備えており、愛着を感じている区民もいますということで、本庁舎を移転する暁には、この今の現在の本庁舎の一部を図書館ですとかホールですとか、何らかの形で残してほしいという、残すことも検討してほしいというご意見をいただいております。

こちらに対する区の対応ですけれども、ほかの自治体では、旧庁舎の意匠を残す取組というのを行っている事例もありますので、区のほうでも、新庁舎整備の際には、旧庁舎の歴史や人々の思いを継承する工夫を含め、引き続き研究をしていきたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、もう一件、112 ページのほうにご意見がございますので、ご説明させていただきます。新庁舎の整備に当たっては、区民が夢や誇りを持てるような施設となるよう、さらに職員が働きやすく、来庁者にも温かく対応できるような環境づくりを目指して整備を進めてほしいとご意見をいただきました。こちらに対しては、新庁舎整備の取組を進めるに当たっては、区民の利便性の確保、区民サービスの向上の視点として、よく利用される行政手続というものを、例えば転入転出ですとか、住民票の発行ですとか、税金の手続みたいなものを低層階ですね、入ってから、今は税金とかだと 6 階まで行かないといけないので、よく利用される行政手続を低層階に集約することですとか、地域コミュニティの形成や活性化に寄与するような交流スペースの創出などについて検討するとともに、多様なワークエリアの整備などによる職員の働きやすさの確保等についても検討していきますとお返事しております。

次の事業が、113 ページですね、経常事業 665 区公共施設の計画保全ということで、こちらは区の施設の定期点検を行って、何かあった場合にはちゃんとそれをフィードバックしますという事業になっています。

こちらの外部評価意見は 114 ページをご覧ください。外部評価、適切としていただいております。外部評価意見、まず 1 点目ですけれども、施設管理者に対して点検結果を通知するものになっているんですが、指摘事項があった場合は、改善を促すようになっておりますので、改善を促した後のフォローアップもしっかり行ってほしいというご意見をいただいております。

区の対応としては、施設管理者に対して点検結果を通知して、指摘事項の改善を促すとともに改善報告書の提出を求めまして、改善の実施状況を把握するなどのフォローアップを実施しておりますということでお返事をしております。

次が、法定点検による立入検査時に施設管理者の協力がよりスムーズに得られるようにするための有効な方策について、検討が進められることを期待するとご意見いただきました。こちらは、ヒアリングの際に、こちらの事業についての課題ということで、立入検査をするときに、施設管理者側のほうとのスケジュール調整の部分がすごい大変ですというようなことを課題として挙げていましたので、そういったことをもっとスムーズにできるといいですねということでご意見をいただきました。

区の対応としては、点検対象の施設数が多いため、受託者による立入り点検、点検事業者の点検日時の調整に時間を要することから、対象施設を分割し複数の受託者が同時に点検調査を実施することで、施設管理者の協力をスムーズに得られるように対応しますということで、改善策を図るということでお返事をしております。

最後に、所管課が作成する内部評価シートの子な課題欄の記載内容について、主に業務タスクが課題として記されているように読めます。目的に対する手段の有効性を評価する、検討するという視野からは、タスクを遂行する上での改善点やそれへの対応策の検討というものを引き続き行いながら事業を推進してほしいとご意見をいただいております。これが、先ほど言った課題欄のところ、事業者とのスケジュール調整をするということ、課題として上げているというのはどうなのかしらということでご意見をいただいたものになるんですけれども、こちらに対する区の対応としては、業務タスクを遂行する上での業務課題について、建築物保全業務支援システムを活用しながら、改善点と対応策の検討を継続して行い事業を推進していきますということで、システムにいろいろな情報を入れますので、そのシステムを活用しながら、こういった改善点と、それに対してどうやって対応するかということ、継続、検討しながら事業をやっていきますというお返事になっております。

次が、116 ページにお進みください。経常事業 666 土木アセットマネジメントシステムの運用ということで、GIS というシステムが区のほうで持っているものがございまして、その GIS というのを地図上にプロットするようなシステムになっているんですけれども、それを活用しながらいろいろデータ管理ですとかをするという事業になっています。システムの運用の事業になっています。

こちらの外部評価意見が、118 ページをご覧ください。外部評価は適切としていただいております。外部評価意見は、4 ついただいております。そのうちの 3 つについてのお返事は

1つにまとめさせていただいておりますので、区への対応としては2つお返事を書かせていただいております。

外部評価意見、まず3つ、上の3つですね、1つ目が、システムの全庁的な利活用拡大を図る方法に関して、研修の案内や研修自体の内容に、実際のどういうふうな分野でどういうふうに活用されているかというような事例を紹介するなどして、システムを活用した業務効率化やサービス向上で具体的にイメージできるように、考えてもらえるようにすることがいいんじゃないでしょうかとご意見をいただいております。こちらのGISのシステムが、実際に活用されているのが土木に関する部署ですとか、建築に関する部署といった一部の部署に限られているということ、もうちょっと全庁で使ってほしいなと所管課は考えているので、そういったヒアリングを踏まえて、こういったもうちょっと具体的な事例とかを紹介してはどうですかというようなご意見をいただいたものです。

2つ目ですけれども、本事業を推進する上で、指標の工夫も考えられませんかということでご意見をいただきました。今の情報の電子化率ですとか、システムでできる業務数ですとか、そういったことを指標にすることで、システムの利活用状況ですとか効果が見えやすいものになるのではということでご意見をいただきました。

3つ目ですけれども、システムへの新規情報の搭載を円滑、確実にを行うための運用面の改善というところ、区民の利便性の向上、区行政の効率化によるシステムの利活用拡大がさらに進むことを期待すると意見をいただいております。

こちらの3つの意見に対して区のお返事が1つございますので、読み上げますが、システムの全庁的な利活用拡大を図るため、有用な活用事例を紹介するメール等を定期的に全庁に送付し、その際に各所管課の課題を把握できるような手法を検討していきますということで、使ってもらえる方法を検討しますとしています。

本事業では現在、庁内や区ホームページで公開しているシステムのログイン実績を定期的に集計しております。その実績を集計することで、職員や区民がどのようにシステム利活用をしているかという状況を確認しています。今後も、効果的な指標の設定については研究をしていきますとしています。引き続き、区民の利便性向上及び業務効率化を進めるため、利用課との連携の強化や適切な情報管理を行ってまいりますとしています。

4つ目の外部評価意見ですけれども、サービスを利用する区民の視点からすると、例えば道路の調査をするというときに、都市計画課と土木管理課のそれぞれ、違うフロアになるんですけれども、それぞれで紙の依頼書を作成しなければ、行ったり来たりして紙で書いて出すということをしなければいけないような状況になっておりまして、それは区民からすると負担ですということで、行政のデジタル化に対する社会的なニーズは今後ますます高まってくるので、そうした中で、電子的システムで完結できるような業務や行政サービスを増やしていく必要がありますとご意見をいただきました。

区のお返事のところですけれども、窓口でそれぞれ申請用紙が違っており、利用者の方に負担をかけている点については課題であると認識をしていますということで、区民の負担

を軽減できるような対策を検討していきたいとしております。

こちらの公共施設のマネジメントについて、テーマと事業の外部評価意見とその対応のご説明は以上となります。また、切らせていただいて、ご質問があればお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。何かご質問等、ございますか。どうぞ。

【委員】

すみません、感想的になってしまうんですけども、ページでいうと 98 ページの牛込第一中学校の建て替えのところのその他意見・感想のところの区の対応の一番最後なんですけれども、引き続き牛込第一中学校において工夫を凝らしたということで書いていただいているんですけども、ハード面のところは当然それでいいんですけども、やっぱり教育というところで、やっぱり中学という一番多感な時期、今、高校受験だとか、それを迎えるに当たって小学生がどこの中学校に入ろうかなといったときに、やはり非常に大きなことなので、もうちょっと区というよりも教育ベース、教育委員会というのか、教育ベースでもうちょっと何か一歩踏み込んだ、何かコメントが欲しかったなというのが、現実に直近の一中の一番近くの小学校の卒業生が 73 人いて、うち、公立に行ったのが 25 名、私立 44 名、国立その他海外というのが 4 名で 73 名なんですけれども、この議論をしたときに、公立離れの問題も多分議論の中であって、公立離れをしないようにするためにはどうしたらいいのか、今高校の無償化の問題が出ているところで、都立高校、公立高校要らないよね、という議論が出て、逆に先生方から今反対運動が起きているという状況なので、それだけやっぱり教育というのは非常に大切なものなので、もう少し踏み込んだ、教育委員会のご意見が欲しかったなというのが正直なところですよ。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ちょっと先に手が挙がっていました委員、どうぞ。

【委員】

私のほうは、81 ページのところ、この色の冊子のやつですね、ちょっとご質問したかったのは、新宿区はほかの区と比較すると、何か耐用年数がもう結構、耐用年数というか、実際の償却年数というのが結構もう長くなって、要は古くなってきていると、施設全体が古くなってきているというところが顕著になってきているというふうに、何か総務省のホームページのデータの分析をするとそうなっているみたいなんですけれども、でも、その耐用年数が、要は償却が進んでいるということと、やっぱりこの長寿命化ということによって、償却は進んでも、区としての施設の利用というのは進んでくることが念頭にあるから、大体この令和 6 年度、令和 7 年度は予防保全の考え方に立った適切な修繕の実施状況というのは、やっぱり償却年数との、償却が進んでいるかどうかを見ながら選ばれた計画なんじゃないかな。

【事務局】

こちらの事業は、81 ページの年度別計画の表を見ていただくと分かるように、ほかの事業は9年度までみっちり、8年度はここ、9年度はここと、先々まで決まっているんですけども、こちらの事業は割とフレキシブルに、例えば8年度にどこを工事するかというのは、もう7年度の最新の状態で決めるというふうな形になっておりますので、例えば単純に償却年数というか、できてから何年たっているからというような年数だけで判断しているものではないというふうに考えています。例えば、年数がもしかしたら比較的若くても、すごい使われていることで、何か傷みが激しいとかだと優先されることもありますし、つくったときにすごい頑丈につくられたので、まだ先でも大丈夫ですねというふうになるものもあるので、これについてはそれぞれの、これの所管課は基本的に施設課というところで集約的に管理をしているんですけども、施設課のほうでそういう各施設の状況みたいなものを管理するシステムがあるそうでした、そこのほうのシステムが日々更新をされて、修繕が必要な箇所が更新されている状況を見ながら、じゃ、来年はここをやりましょうというふうに判断をしているというものと聞いておりますので、単純に何年たったからみたいなふうには決めていないということではあるようですが、ただ、委員おっしゃっていただいたように、できてから何年というようなのも基準の一つにはなっているとは思いますが、それだけでは決まっていなくても、それも要素の一つではあるという感じかなと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

どうぞ。

【委員】

私は、ページが110ページの662本庁舎整備検討調査、これについて質問させてください。外部評価委員の議事録とか、この冊子を読んだ、例えば区民の人からすると、割と区役所の建て替えというのは興味がある区民が多いんじゃないかと私は思います。ほかの事業は、割と公共施設マネジメントの全体を見ると、令和何年度にこれをするとか、何か割と具体的に書いているのに比べて、この本庁舎は建て替えする必要があるけれども、いつまでに、例えば場所を決めるとか、いつまでに何かをつくるということは、結構区民の方は関心があるんじゃないでしょうか。

例えばもう場所が示されているのに、うちの隣にいつかは来るのかな、いや、来ないのかななんて思っている人も多いし、この中で一番ちょっと区民が何か関心が高いと思って質問させていただいたかったのは、例えば着工とか、完成まで求めていますけれども、場所ぐらい、場所はいつまでに決めるとか、そういう目標がもしご存じであれば教えてください。それだけです。

【事務局】

場所をいつまでに決めるという目標のところなんですけれども、何年度までというふうな具体的なところは、まだ立っていないと認識をしています。というのと、あともう一つは、

お金の面のところも、やはりすごい大きな課題がありまして、今どんどん工事費とかも高くなっているところで、建て替えがなかなか具体的にイメージできるような財政状況というかがないというところで、基金を、本庁舎の新しい庁舎を検討するための基金というものを新しく設置をようやくしたところでして、それを、お金を貯金していこうというような段階になっていますので、どこにまず建てましょうということが具体的に決まるのは、まだちょっと見通しが立っていないような状況になっています。

【委員】

分かりました。

【会長】

ありがとうございました。どうぞ。

【委員】

すみません、短めに1つだけお願いします。114のページのところの一番下のところでありまして、これは内部評価、外部評価に共通して当てはまり得ることかと思しますので、かいつまんで指摘だけさせていただきます。

業務タスク上の課題しか書いていないのではないかと、それが本当に課題なのかというのが一番下のところで、外部評価委員会としては、そのことで記したと思うんですけども、右側のお答えで、先ほど丁寧に答えいただきましたけれども、ちゃんと読むと、何か向き合っていないなところをやっぱり感じてしまいまして、それはどういうあたりかという、システムを拡充しながら、これを検討していくということなんですけれども、システムが課題の対象なわけですので、システムで数字見て課題というのは、それはシステム上の課題であって、それこそタスク上の課題にしかないの、それ自体を対象化するということがやっぱり重要であろうという指摘であったということですね。

やっぱり数字を扱いますと、私も自戒を込めてなんですけれども、だんだん数字ばかり見てきて、その世界で完結するという傾向が生じやすいのかなというのも思うんですけども、そのときやっぱり定性的なデータ、住民の意識調査とか、今回も資料に入れていただいていますけれども、あるいは施設を運営されている方からのヒアリングみたいな、そういうものと突き合わせて初めて、多分システムそのもの持っている課題みたいなのは見えてくるのかなというふうに思いますので、そのあたり、ちょっと強く感じたということで、でも全体としては、細かいところを本当によく拾っていただいて、すごくありがたいというか、ちゃんと見ていただいているなというふうに思ったんですけども、このところがすごく気になりましたので、指摘だけさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。ほかに、よろしいですか。

当初予定で、3時半までを時間取ってもらっている状況です。時間が大分あれですけども、続いてのテーマ、お願いします。

【事務局】

最後のテーマですね、防災対策の強化です。120 ページをご覧ください。こちらは、第1部会にご評価をいただきました。今回、防災というところで広いテーマの中で、評価対象設定の考え方の一番最後のところですが、地域との連携が特に必要となる①②ということで、地域住民と連携した訓練の実施ですとか、②ということで、避難所の体制の強化ですとか、そういったところの評価を行っていただきました。

122 ページをご覧ください。外部評価意見と区の対応のところ、外部評価意見はおおむね良好と評価をいただきました。外部評価意見が5ついただいております、122 ページから123 ページにまたがっています。

外部評価意見、まず1点目ですけれども、総合防災訓練は定期的実施し、実施しない年度でも図上訓練を実施することなどで、発災時における対応力の実効性の確保を図ってほしい。また、各避難所で実施される訓練については、参加者が自分たちで発災状況を想定しながら自主的に参加・運営するような訓練の実施を推進してほしいと意見をいただいております。

区の対応としては、今後も区民と地域防災力の向上を推進するため、関係機関との連携を図るため、代替的な取組方法も含め、総合防災訓練を継続して実施します。また、各避難所の防災訓練については、引き続き自主的、実践的な訓練の実施を推進するため、避難所開設キットを活用した訓練等を多くの避難所で実施してまいりますとしております。

2つ目の外部評価意見ですが、区民の防災力向上には、平時からの啓発活動や具体的な行動指針が不可欠です。広報新宿や区のホームページだけではなく、即時性の高い SNS の活用や、新宿区防災ハンドブックの積極的な活用により、多様な世代に向けた情報発信のため、発信の内容や手段に工夫を図りながら、一層啓発を進めてほしいという意見をいただいております。

区の対応欄ですが、今後も引き続き広報新宿や区のホームページを通じた情報発信に加えて、公式 LINE がございますので、そちらを活用して、平時から防災に関する情報を発信してまいります。防災ハンドブックについては、多言語対応を行い、外国人に向けた情報発信も行っています。より一層の防災意識の啓発を図るために、世代やライフスタイルに応じた発信手段の工夫について検討してまいりますとしています。

3番目ですが、その他意見・感想のところ、区で作成した避難所開設キットや、現在作成中の福祉避難所開設キットは、一般的なマニュアル型とは異なり、機能性の視点を取り入れたファンクショナル・アプローチの視点を取り入れた機能型キットであり、発災時以外にも訓練などの場面で繰り返し活用できる優れたものであるということで、他施設への展開や区内でのさらなる周知を進めてほしいと意見をいただいております。このキットの特長、よいところについて、ヒアリングのときの説明だけではちょっと十分に分からなかったもので、このテーマだけではなく、今後区の事業実施においては、必要な関係部署との横連携も深めながら、職員知識の研鑽と説明力の向上をしてほしいとご意見をいただきました。

区の対応欄のところですが、避難所開設キットは、避難所の開設から運営に至るまでが分かりやすく示されていますので、各避難所に応じたカスタマイズを実施の上、配備をしています。区では、一次避難所に指定している各避難所の運営主体である地域住民等が発災時に手順書に基づいて行動できるように、キットの保管場所や取扱方法の周知を徹底して、区民が安心して避難できる環境の整備に努めていきます。

また、福祉避難所については、施設の管理者が避難所の運営をしますけれども、同じ考え方に基づいて避難所の開設キットを導入、運用しています。既に、17所を導入しております。そこでは、そのキットを活用した訓練を実施しています。令和8年度も、新しく高齢施設5か所、子育て支援施設4か所で導入を進めていきます。避難所開設キットは、もう既に区内の全ての一次避難所で整備、セッティングされているため、現時点ではほかの施設へのさらなる展開というのは予定しておりませんが、福祉避難所のほうの開設キットについては、今後、導入施設を増やしていきますとしております。今後も、この事業に限らず全ての事業の実施の際は、部署間の適切な連携と情報共有を図りつつ、区民に対しても分かりやすい情報提供を行いますとしています。

123ページにお移りいただきまして、こちらは2つ意見をいただいております。1つ目が、在宅避難の推奨に当たっては、各家庭での備蓄や行動指針について、より具体的な情報提供、啓発を行うとともに、在宅避難者が多くなるという前提で備蓄を充実させるなど、強化をより一層図ってほしいといただいております。

区の対応ですが、区では、発災時の在宅避難者を支援するために、約3万人の3日分の食糧品を備蓄しています。令和6年度には、在宅避難啓発セットということで、簡易型のトイレですね、使い捨てのトイレですとかを各世帯にお配りをさせていただいております。全世帯配布の際には、各家庭における備蓄の目安や家具転倒防止対策の重要性のチラシを同封して、在宅避難の備えについての啓発を行いました。さらに、避難所防災訓練や防災講話でも、お家での備蓄や行動方針について啓発しています。大地震による被害を最小限に抑えるためには、自助の精神に基づく日頃からの備えが重要であることから、引き続き機会を捉えて、日常備蓄などの備えについて情報提供や啓発を図っていきますとしています。

最後ですが、区では、鉄道事業者や駅周辺企業等の民間企業を含む新宿駅周辺防災対策協議会において、帰宅困難者対策を中心に様々な連携をしているとのことでありましたので、今後はこのような協議会等の機会も生かしながら、民間企業との連携を強化することで、区の防災対策の取組をさらに前に進めてほしいといただいております。

区の対応ですが、新宿駅周辺防災対策協議会では、新宿駅周辺の事業者やライフライン関係者とともに、帰宅困難者の一時滞在施設の運営訓練や、講習会、セミナーを開催しています。引き続き、新宿駅周辺地域の防災力向上を図るために、キタコンDXというものがありまして、システムがあるんですけれども、そういったもののICTを活用した訓練を実施するなど、民間企業等と連携した防災対策に取り組んでいきますとしております。

では、テーマについての外部評価意見は以上です。

事業に進みますが、126 ページをご覧ください。29 番の高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実ということで、先ほどテーマでの外部評価意見にもありましたけれども、配慮を要する高齢者ですとか障害者の方が入る二次避難所と呼ばれる福祉避難所のほうに、避難所を開設するためのキットをつくって備えていくという事業になっています。

こちらの外部評価意見ですけれども、128 ページをご覧ください。こちら、外部評価は、評価は計画どおりというふうにさせていただいております。ただ、こちらの評価をしていた中で、この事業について、キットをつくるのを工学院大学というところに委託しているんですが、そこが1年間で整備できる施設は10施設が限度ということで、そのキャパシティーに基づいて計画を立てているというのはいかがなのですかというような議論があった事業になっております。128 ページの外部評価意見、こちらは4ついただいております。

まず1つ目ですが、本計画事業では、委託事業者のキャパシティーのため、1年に実施できる施設数に制約があるとのことでした。いつ起きるか分からない災害への対策は、推進スピードが重要であるので、この事業の実施においては、1つだけの委託先に依存するのではなくて、複数の事業者等との連携も行うべきではないですかと意見をいただいております。

区の対応のお返事なんですけれども、2段落目からですけれども、福祉避難所開設キットは委託事業者が研究・開発した、この場合、工学院大学ですが、研究・開発した仕組みであり、この分野におけるパイオニアとして専門性を有しています。特に、キットの正しい活用方法や防災に関する専門的な知識を備えており、ワークショップや訓練を通じて施設職員に対して直接的かつ効果的に支援を講じることが可能です。

また、新宿区の地域特性を踏まえた防災対策事情にも精通しており、こうした知見を生かすことで、施設ごとの特性に応じた丁寧な事業推進を行えることから、区では現行事業者と協力しながら本事業を進めることとしています。今後も引き続き、施設に対する支援を着実に実施し、福祉避難所の体制を強化してまいりますとしています。

外部評価意見、2点目ですけれども、福祉避難所において、福祉避難所開設の手順を明確にするとともに、一次避難所との連携も確認、強化をしてほしいということで、一次避難所と二次避難所の連携の防災訓練をしてほしいという意見をいただいております。福祉避難所開設キットの作成と訓練を実施した施設においては、令和7年度以降も引き続き毎年訓練をやるようにしてほしいですとか、あとは指定管理の施設については、指定管理者の交代することがございますので、その管理者の更新時期と訓練スケジュールを連動させるなどして、指定管理者交代直後のタイミングで効果的に訓練を実施することが重要ではないですかと意見をいただいております。

区への対応は、一次避難所との連携については、令和6年度に事業実施した1か所については、近隣地域の避難所運営管理協議会に働きかけて、避難所防災訓練に参加させてもらうなど関係づくりに着手をしているところですので、今後も地域の状況に応じて連携の強化に取り組んでいきたいと考えています。

また、福祉避難所に指定する各施設が着実に体制強化を図ることが重要ですので、委託事

業者による支援実施後も、継続的に訓練を実施することにしております。指定管理の施設については、管理者が変更になっても、訓練により継続性が確保されるように努めますとしています。

3つ目ですけれども、こちらの実行計画において、高齢施設 20 所の実施予定について、高齢施設 20 所は令和 8 年に終わると最初はしていたのに、その計画を変更して、令和 9 年度までに終わるといふふうに計画を変更しています。柔軟な見直しは必要ですが、高齢施設における体制の充実というのはニーズも高いと思われる中で、中長期的な視点で見ると、計画どおりに事業が進んでいるとは言い切れない部分もあるのではないですかと意見をいただいております。

区の対応欄ですけれども、ご指摘のとおり、当初は高齢施設 20 所と障害施設 6 所への支援を予定していたところですが、途中で子育て支援施設等 8 所というのも支援対象に追加したことで、対象施設数が増えましたということで、増えたことで計画を見直したのになります。実施期間は延長したものの、対象施設の増により、区全体での福祉避難所のさらなる体制強化を図るものです。見直した計画に基づいて、令和 9 年度までに全ての対象施設で取組が完了するように、着実に推進していきますとしています。

最後ですけれども、区では AI 等 ICT 技術の利活用を推進しているとのことだったので、本事業においてもそういう AI の活用を検討してはどうですかというご意見ですが、それについては、福祉避難所の体制の強化につながる ICT 技術利活用の好事例、例えば他自治体とかでもあるかと思っておりますので、そういったものを研究していきますとしています。

こちらの事業は以上となります。

次は、130 ページをご覧ください。ここから経常事業に入りますが、経常事業 357 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実の事業です。

こちら、外部評価意見は 131 ページをご覧ください。外部評価意見は適切としていただいております。外部評価意見は 4 ついただいております。

まず 1 つ目は、ちょうどマニュアルを改定する年だったんですけれども、マニュアルの改定が完了した後も、猛暑、集中豪雨、感染症の流行等の予期せぬ事態に備えて、訓練時に出した意見を参考に常にニーズの把握をしながら、マニュアルのブラッシュアップをしてほしいといただいております。

区の対応としては、訓練時や訓練後の避難所運営管理協議会で出た意見を踏まえながら、出張所とも連携して、マニュアルの見直しを図りますとしています。

2 つ目の外部評価意見ですが、避難所に対する不安の払拭と理解促進のために、一層の情報発信をしてほしい。例えば、女性向けの訓練を実施するなどして体験できるような機会を設けるなどはどうですかと意見をいただきました。

区の対応としては、避難所への理解促進等については、日頃より防災講話等の機会を捉えて周知を図っています。また、総合防災訓練や避難所防災訓練でも避難所運営を体験する機会というものを設けていますので、引き続きより多くの方に体験していただけるよう、工夫

を凝らした訓練を実施していきまるとしてしています。

3つ目ですが、現状では、区内各地域での避難所防災訓練において女性をはじめ配慮をする方の視点を取り入れた避難所運営のための訓練というのは、実施は一部にとどまっていますので、今回の改定マニュアルや避難所開設キットを活用して、より実践的な訓練を多くの避難所で実施してほしいといただきました。

区の対応としては、現在、避難所開設キットを活用して、避難所運営管理協議会に設置されている女性・子ども部という部がありますので、その部員が、更衣室、授乳室など女性専用スペースや女性相談窓口を設置する訓練を行っております。今後は、マニュアルが改定されますので、改定後のマニュアルの標準版というものを基に、各避難所でのマニュアルを改定して、実践的な訓練をできるように避難所運営管理協議会に諮っていきます。

最後ですけれども、要配慮者専用スペースの設置に加え、避難所での不安やトラブルに対応できる相談窓口というものがあれば、より一層安心ではないでしょうかとご意見いただきました。こちらについては、改定後のマニュアル標準版では、要配慮者等への対応として、要配慮者用のスペースを確保するとともに、避難所での不安・トラブルについては、定期的にヒアリングなどを行って、避難者全員で見守る体制づくりを行うということを明記しております。

次の事業ですが、133ページをご覧ください。358番の福祉避難所の充実と体制強化でございます。

こちらは、136ページをご覧ください。外部評価意見と区の対応ですが、外部評価は適切と評価をさせていただいております。外部評価意見は4ついただいております。

要配慮者の支援においては、民生・児童委員や事業者、関係団体等と連携して、継続的なフォロー体制を構築することが必要です。セルフプランというのは、配慮が必要な方に災害時にどういったことを、どこの避難所に逃げて、何を持っていくとか、そういったことをあらかじめ書いておくものなんですが、セルフプラン等については、対象者への送付をした後も、ちゃんとそれを記入、自分で書いているか、それを持ち歩いているかということについて、支援者による声かけなどを通じて確認・啓発を行ってほしいという意見です。

区の対応としては、介護事業者や関係団体等へのセルフプランの周知による作成支援依頼をするとともに、普及策や実効性の向上を検討していきまるとしてしています。

2つ目ですが、要支援者に対する理解促進のために、支援者、関係団体だけではなく、一般の区民への制度周知も進めてほしいというご意見ですが、区の対応としては、令和7年度新宿区総合防災訓練において広報物の配布・展示を行い、一般の方への周知にも取り組んでいます。今後も、そういった訓練の機会を捉えて、広く周知していきまるとしてしています。

3つ目ですけれども、福祉避難所の開設に当たっては、一次避難所との連携を含めた訓練を実施して、災害時の受入れ体制の実効性向上を図ってほしいと意見をいただきました。

区の対応ですけれども、令和6年度に高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実、先ほどの計画事業で福祉避難所開設キットを作成するなどした北山伏地域交流館及び北山伏見

童館という施設がありまして、こちらの施設で事業実施過程の中で近隣の一次避難所との連携が課題として上がったことから、近隣地域の避難所運営管理協議会に働きかけて、7年度に市谷小学校・牛込第一中学校の避難所訓練に参加するなど地域との連携にも取り組んでいますので、今後も、ほかの地域でも連携についてできればと検討していきたいというふうにしています。

最後ですけれども、災害用セルフプランの携帯版、外に持ち歩ける用のあんしん手帳というものがありますが、あんしん手帳の次の改訂の際には、外で見るといって本来の目的に鑑みて、外出中に発災した場合に取るべき行動というものを書いたほうがよいのではないのでしょうかということでご意見をいただきました。

こちらに対しての区の対応ですけれども、あんしん手帳は自身の状況に応じて作成できる様式となっています。携帯することを踏まえ、掲載できる情報は限られてしまいますが、普及啓発する中で、実効性の向上を検討していきますとしています。

次の事業にまいります、138 ページをご覧ください。359 災害用備蓄物資の充実の事業です。

こちらの外部評価意見は、140 ページをご覧ください。外部評価は適切としていただいております。こちら、外部評価意見を4ついただいております。

まず1点目ですが、気候変動や人口動態の変化に応じて、備蓄物資の内容や数量に不断の見直しが必要であるということで、関係機関や地域との積極的な連携をしてください。また、発災時間帯や区内の多様な地域特性に柔軟に対応するような備蓄体制の構築の検討も必要ではないでしょうかとご意見をいただいております。

区の対応ですけれども、発災時間帯に応じた物資を備蓄するとともに、備蓄物資の内容や数量は、避難所ごとの特性を踏まえ、情報収集を行い、必要に応じて見直しを行っています。地域特性を踏まえた備蓄体制の構築については、今後研究していきますとしています。

2 目ですけれども、更新期限を迎える備蓄物資については、消費期限の有無、衛生面、耐久性等、品目ごとの特性を踏まえ利活用方針を整理して、効果的な活用が期待できる団体等との連携を図るなど、可能な限り再活用してほしいというご意見です。

区の対応ですけれども、食料品や飲料水等は、区が協定を締結している事業者で再活用を実施しています。令和7年度に更新対象となっていたミネラルウォーターも、FUKUSHIMA いのちの水という団体が協定先にありまして、そこに搬送して再活用を図っています。食料品や飲料水以外の備蓄物資についても、協定先や他部署とも連携の上、再活用を図っています。

3 目のご意見ですが、区では発災時に在宅避難を推奨していますが、在宅避難者への対応も含めて、備蓄物資の配布ルールやマニュアル整備を検討してほしいといただいております。

区の対応ですけれども、避難所運営管理マニュアルの標準版に記載しております在宅避難者への対応というものがありまして、こちらについては先ほどの事業にもありましたとおり、令和7年に改定をしております、この改定において、備蓄物資の配布ルールについ

てより具体的な対応方法を記載するなど内容を充実させたところです。今後も、発災時に各避難所が在宅避難者に円滑に対応できるよう、引き続き充実を図りますとしております。

最後ですが、昨年度実施された在宅避難啓発セットの全戸配布は、防災意識の向上に資するものでした。今後も区民に対して継続的に、日頃の備えの重要性について啓発をしてほしいと意見をいただきました。

区の対応としては、大規模災害から命と財産を守るためには、日頃からの備えが大事なので、引き続き避難所の防災訓練や防災講話で在宅避難についての啓発を行いますとしております。

次の事業は、142 ページですね。経常事業 372 番、災害訓練等の実施の事業です。

こちらの外部評価意見と区の対応は、145 ページをご覧ください。この事業は、訓練はいろんなところでいろんな形で実施をします、もしくは実施しているところを応援しますという事業なんですけれども、その中で、子どもを訓練に参加させるというふうなところを課題として挙げていて、それに改善が見られないというふうなことがございましたので、外部評価としては改善が必要というふうになっております。適切ではなく、改善が必要と評価をいただいていた事業です。外部評価意見のところのご説明でございますが、こちらは6件いただいております。

まず1点目、小中学校の児童・生徒と連携した訓練を実施するために、児童・生徒が参加しやすい工夫をしてはどうでしょうか。あとは、教育委員会とも連携してはどうでしょうかと意見をいただきました。

区の対応ですけれども、避難所運営管理協議会において訓練内容を検討する際には、小中学校の児童・生徒が参加できる体験訓練などの訓練を取り入れていくよう働きかけを行っていきます。中学校の生徒については、地域との関わりを伴った防災訓練というものが教育課程にもう直接位置づけられておりますので、避難所運営管理協議会が主催する防災訓練に生徒が参加する形になっていきます。小学校の児童については、避難所運営管理協議会に参加している学校関係者と調整を図りながら、保護者向けの周知用チラシを配布するなどして、訓練への参加促進に向けた取組を検討していきたいとしております。

2点目ですけれども、総合防災訓練は14年ぶりの開催だったということですが、今後も定期的実施をしてほしい。また、開催に当たっては、区民が参加しやすくなるように、訓練の魅力向上も併せて検討してほしいといただいております。

区の対応としては、今後も区民と地域の防災力向上を推進するため、また関係機関との連携を図るために、総合防災訓練を定期的実施しますとしております。訓練の企画についても、区民が防災意識の向上を図るとともに、参加しやすい体験型等のより効果的な訓練内容を検討していきたいとしております。

3点目ですけれども、避難所防災訓練は、避難所ごとに訓練内容に差が見られるので、実際に、先ほどの開設キットを活用した訓練を実施するなど、発災時にスムーズに避難所が開設できるように、実効性の高い訓練をやってほしいというご意見をいただいております。

区の対応ですけれども、夜間や休日の大規模災害時には、避難所運営管理協議会の役員等による避難所の自主開設が求められておりますので、地域の住民の方々が発災時を想定して避難所の開設訓練をすることは必要ですということで、避難所運営管理協議会で開設キットを使った効果の高い開設訓練について推進をしていきますとしております。

4点目ですけれども、町会・自治会未加入者ですとか、訓練の未参加者、関心の低い人に対する情報提供手段も工夫をしてほしいというご意見をいただいております。こちらについては、現行、避難所防災訓練の実施に当たっては、区ホームページ、公式LINE、町会への周知用チラシ・回覧などで区民への情報提供を行っているところですが、さらなる周知方法を検討していきたいとしております。

5点目ですが、発災後に帰宅困難者が避難所に立ち寄ることを想定して、帰宅困難者は避難所には来られないんですけれども、間違っ来ちゃうことが想定されますので、帰宅困難者一時滞在施設の地図というものを配るなど、そういった案内がスムーズにできる対応を検討しておく必要があるのではないですかというご意見をいただきました。

区の対応ですが、大規模災害時には、多くの帰宅困難者が避難所へ来所することが予想されます。東日本大震災の教訓から、立ち寄ってしまった帰宅困難者をスムーズに一時滞在施設のほうに案内できるように、各避難所に帰宅困難者の一時滞在施設をご案内しますよという看板と、あと帰宅困難者一時滞在施設はここですよという地図を各避難所に用意しておりますので、そういったことでスムーズな対応を行いたいと考えております。

最後ですが、現在、本事業で定量的な目標設定がないということですが、今後は目標値の設定ですとか周知をして、区民の意識の向上、訓練参加を図ってはどうかというご意見をいただきました。こちらについては、従来、各避難所の防災訓練では、起震車訓練や初期消火訓練など体験型の訓練を実施してきましたが、今は、避難所の開設キットを用いて、より実践的な訓練を実施しているところです。開設訓練自体は避難所運営管理協議会が実施をしていますが、実施目的に応じて内容や手法が多岐にわたっており、またその協議会の実情に応じて、参加するのが役員のみというような訓練ですとか、参加規模を縮小して実施するケースというのも少なくないため、定量的な目標設定というのは馴染まないというふうに考えております。区民の参加を広く募る訓練の実施にというものは必要と考えておりますので、引き続き参加を促進していきたいと考えております。

最後、148 ページへお進みください。経常事業 376 のペット防災対策事業でございます。

こちら、外部評価意見は 149 ページをご覧ください。外部評価は適切としていただいております、外部評価意見は 3 ついただいております。

1点目、ペット防災の必要性について、ペットを飼っていない人ですとか、外国人などを含めた、広く区民に伝えるために、パンフレットを、今、多言語化されてはいるんですけれども、それだけではなく、SNS や動画などを活用して分かりやすい情報発信手段を検討してほしい。また、普及啓発に当たっては、効果測定のため、定量的な目標を設定してはどうかというご意見をいただいております。

区への対応としては、視覚的で分かりやすい情報発信として、環境省のペット防災の動画がございますので、それを区のホームページに掲載をして周知をしています。今後は、SNSでの発信ですとかイベントでの放映など、広く区民に情報発信を行っていきたいと考えています。令和7年度の区政モニターアンケートで、ペット防災に関する意識調査をちょうど今年度実施しております。今後も区政モニターアンケートを活用して、啓発の効果を測るとともに、定量的な目標水準についても研究をしていきたいと考えております。

2番目ですけれども、ペット防災に関する啓発は、飼い主のマナー向上を含めて継続的に取り組む必要がありますということで、平時からのしつけですとか、リードの着用、基本的な飼育マナーを守られていないケースというのも見られますので、災害時のトラブル防止のために、日頃から日常的なマナー啓発が重要ですよというご意見です。

区への対応としては、マナー啓発については、毎年飼い主全員に狂犬病予防集合注射というものが、案内が送られておりますので、その機を捉えて周知を行っております。そのほか、広報新宿やパネル展等の機会を通じてマナー啓発に努めていきますとしております。

最後、ペット用の避難スペースを設けている避難所において、このペット用スペースというのは全部屋外を予定しているということでしたが、ペットを家族というふう考えている人にとっては、それは結構つらい状態になるんじゃないかということで、それをご心配されておまして、ペットと離れ難い精神状態にある人というのと、一方で、動物が苦手な人やアレルギーがある人というのもしらっしゃるので、両方に配慮した避難所の環境づくりのため、ペット同室避難や、ペットと一緒に避難できる専用避難所といったものの整備を検討してほしいというご意見をいただきました。

区への対応としては、屋内にペットスペースを設けることは、避難所運営者に設置の働きかけを行っております。同室避難やペットと一緒に避難できる専用避難所については、専用施設の確保や避難所に同室避難用のスペースを設けることへの避難者の同意など様々な課題があるので、他自治体の状況を注視しながら考えていきたいというふうにしております。

3つ目のテーマについてのご説明は以上となります。

【会長】

どうもありがとうございました。

予定されていた3時30分になっていますけれども、時間を延長させていただきます。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問等のある方はどうぞ。どうぞ。

【委員】

簡潔に、すみません。128ページは、工学院大学のキャパオーバーの件なんですけれども、ちょっと説明に、この分野におけるパイオニアと書いてあるんですけれども、かなり苦しいと思っていました。パイオニアとかまで言うんだったら、全国の福祉避難所施設でシェア何%とか言わないといけないと思うんですけれども、1年10か所でキャパオーバーと言っているところが、ちょっとシェアが何とかという状況じゃないと思うんで、言うんだったら、新宿区内に立地しており地域特性に精通しているため、というようにしたほうがいいんじ

やないかというのがちょっと感想です。ちょっとパイオニアは厳しいかな。

質問は以上です。

【事務局】

所管部署に確認したところ、避難所の開設キットというものをつくったのは、生み出したのは工学院だということであるのと、あと類似の製品が別の会社、例えば TOPPAN だとか、出ているんですけども、あれは全て工学院が監修をして、他社、ほかの会社にそれを使わせているというような状況であるということの確認が取れました。特許を取っていないかということも確認をしたんですけども、こういう防災分野に関わるというのが、公共性が高いものということで、特許を取ることが何かあまり認められないだか、ハードルがかなり高くて、特許は取れていないそうなんです。ですので、そういったことでは、この避難所開発キットというものをつくるということにおいて、現状工学院よりも優れているところがないというような判断をしているというような説明でした。

【委員】

よく分かりました。ありがとうございました。

【会長】

どうぞ。

【委員】

時間がありませんので、122 ページ辺りですかね、在宅避難という言葉が大分出ているんですけども、この在宅避難というのが新しい言葉のようで、これは法律的にいうと、在宅避難に関して災害救助法というんですかね、法律はあまり詳しくないんですけども、そういう法律の中の定義からいうと、在宅をしている人に、避難している人に救助するという法律的な根拠がいまいち薄いらしいんですね。

ですので、やはり国でいえば内閣府だったものが、これが防災庁ですか、災害庁ですか、新しく何かできたりするようでございますし、またこれは防災に関しては東京都も相当力を入れて主導的にやっておりますので、国と、そして新宿区において、しっかり連携をして行っていくことが必要ではないかと考えますので、この文章とかを見ると、国や都との連携というのがちょっとあまり記載されていないので、そういうものも提案として入れたほうがよろしいかと思えます。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。ほかに、よろしいですか。どうぞ。

【委員】

2つありまして、備蓄物資をどう処分するかというので、140 ページ、外部評価に対する回答の 2 段目なんですけれども、これは期限が来た物資に関してどう処分するかというのは、多分何回かやり取りしたと思うんですよね。有効に使っているというふうには、やり取りあったと思うんですけども、ちょっとこの FUKUSHIMA ウォーターで再活用とか、新たな

言葉がまたまた出てきて、再活用という言葉自体がまたちょっとはてなが出る。頒布会をしますとか、FUKUSHIMA ウォーターを配っていますとかというふうに書いてくだされば、ずっと理解できるんですけども、再活用というのは何かまた何かの原料に使っているのか、変な想像をしちゃうんで、ちょっと疑問に思いましたというのが1点です。

ちょっと2か所あって、ちょっとどこか見失ったんですけども、1か所、149ページとかで、区に対応の1段目ですね、定量的な目標水準について研究していきますと。この前にも、定量的な目標はなかなかすぐわかないと書いている箇所がたしか1か所あったと思うんですけども、ちょっと何か、ほかの第2部会、第3部会が担当したところとの部署と比べると、後ろ向きというか、できるだけ分かりやすくとか、明確にしようという姿勢が、この危機管理課とかにはちょっとほかの課に比べて弱いんじゃないかなというのが感想でした。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次第の1は以上とさせてもらって、続きまして、次第の2、行政評価新手法の本格実施についてであります。昨年度に当委員会が取りまとめた提言を踏まえて、今年度は新たな手法による試行を実施しました。この試行を通じて確認された課題や問題点について、10月の全体会において各委員からご意見をいただき、11月の外部評価実施結果報告書の中で取りまとめ、私から区長にご説明をいたしました。

区では、令和8年度からの新手法の本格実施に向け、意見を踏まえた対応方針を検討したとのことですので、これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

では、資料1をご覧くださいませでしょうか。A4の1枚物の資料1をご覧ください。こちら、外部評価委員会意見を踏まえた対応方針という資料ですけども、こちらは外部評価実施結果報告書の第3章その他のところ、今後に向けての章のところでもいただいたご意見を要約している要旨と、そちらについての対応方針をまとめている一覧表です。

こちら、8つのご意見をいただいておりますので、それに対するそれぞれの対応方針をご説明させていただきます。

まず1点目ですけども、事業評価とテーマ別評価では必要な視点が異なるということで、事業評価は細かい、何年度に何を具体的にどういうふうにするかをそれぞれ見ていくもの、テーマ別評価は、どちらかというと広い視点で物事を見るべきということで、視点を、必要な求められる視点が異なるところを、評価視点が混在して錯綜する場面があったため、事業評価での視点というのと、テーマ別評価をするときの視点というのを明確に区別して設定することが望ましいとご意見をいただきました。

こちらに対する対応は、外部評価委員会評価方針、こちらが毎年度、一番最初、次の5月の全体会が第1回になるんですけども、第1回の外部評価委員会で毎年、今年の評価方

針をこちらということで、ペーパーをお配りさせていただいておりますので、その方針の中で、事業評価についてはこういった視点で評価を行います、テーマ別評価ではこういった視点で評価を行いますということを明記させていただいて、評価作業に皆さんで入る前にコンセンサスを取りたいというふうに考えております。

2番目ですけれども、数年間かけて進められる事業など、特に中長期的な視点が求められる事業は、複数年度にわたる視点での評価も検討してはどうかということで、こちらは、市ヶ谷商業の事業ですとかに関連してくるものなんですけれども、こういったご意見をいただいております。

こちらについての対応方針は、全ての事業について、それを判断して、そういった評価の視点を入れるというのは、ちょっと作業負担が大きいというふうな判断がございましたので、対応方針としては、外部評価委員会が必要と認められた事業について、変遷や経過に関する説明資料を適宜提供させていただいて、必要に応じて中長期的視点からの意見を取りまとめるとさせていただきます。

こちらは、勉強会のタイミングがありますので、勉強会でその事業の内容を触ったときに、こちら複数年で見たほうがいいんじゃないですかというところが、ニーズがありましたらそういったことを対応させていただくというものになっています。

3番目ですけれども、区の事業を振り返る際に、他自治体の情報を必要に応じて収集、比較することも必要ではないかというご意見で、こちらについては、2番目と似ておりますね、外部評価委員会が必要と認められた事業について、平素から事業においては他自治体情報というのも収集しておりますので、そういったものの既存資料を参考資料としてご提出をさせていただきたいと考えております。

4番目ですが、こちらは先ほどご指摘をいただいたもの、「主な課題」と「取組方針」の記載内容で、コピペが見られますというものです。年度当初と年度末に記載の重複が見られますというご意見についてと、あと、4、5、6をちょっとまとめてご説明させていただきますが、5番目が、課題欄に事業の実施内容、タスクをそのまま記載しているものがあるが、事業を実施する上での課題と、それへの対応策を記載してほしいというご意見、6番目は、定量指標や実績値に全体母数が示されないと、全体でどのぐらい進んでいるかが分からないので、可能な限り全体量を併記するなど、フォーマットの改善をしてほしいという、評価のシートの書き方についてのご意見をいただいております。4、5、6については、職員向けの評価シート作成時の記載要領というものがございますので、そちらのほうでこういったご意見をいただきましたので、ここに注意しましょうということで、反映をしたいと考えております。

7番目ですが、行政評価の実効性を高めるため、時間をかけてでもKPIの整備や定量的指標の導入を進めるべきというご意見ですが、こちらについては、次の実行計画の策定時にこのご意見を踏まえて、そのタイミングで指標設定の検討をしたいと考えております。

8番目、最後ですが、ヒアリングに管理職以外に現場の分かる実務担当者も出席したらど

うかというご意見については、こちらについては可能な限り調整を行いたいと考えております。以上で説明を終わります。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明について、質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、次第の3、令和8年度評価対象テーマ及び事業について、に進みます。

今年度、部会長3名と事務局より、部会長会の開催を重ねて、来年度の外部評価の対象について検討を行い、案を作成しました。事務局から説明をよろしくお願いします。

【事務局】

では、資料2、A3のこちらの紙をご覧ください。ちょっとA4にしようとしたら、文字が小さ過ぎたので、A3で失礼いたします。上から第1部会、第2部会、第3部会で、来年度ご評価いただきたいテーマと、その対象事業を記載しております。

まず、第1部会からですが、第1部会のテーマは、防災、引き続き2年度で、「防災対策の強化」ということで、令和8年度はハード防災対策と区の災害時の体制の強化についての事業をご評価いただきたいというふうに考えております。こちらを選定した理由についてなんですけれども、大地震のリスクというのは常に切迫性があるという中で、区のほうでも基本方針の説明の中で、大事な基本的な認識として防災対策が重要というふうに考えておりますと述べております。また、令和7年度区民意識調査のほうでは、区で取り組んでいる33個の個別施策にそれぞれどのくらい大事だと思いますかということ質問していただいて、その中で、この高度防災都市化と安全・安心の強化の施策がすごい重要と回答する区民が圧倒的に多くて、区民の間でも防災対策に関して、特に関心が高いことが確認されました。

お配りしている参考資料1が、この区民意識調査の抜粋板のところになるんですけれども、ホッチキス、一番裏面のグラフを見ていただきますと、真っ黒なのが重要で、斜めなのがどちらかといえば重要で、黒と斜めを合わせた重要と感じている人のトータルという感じなんですけど、ここの合計のところは圧倒的に一番比率が高いんですね。黒である、重要であるというふうに認識している人も、この基本政策2の防災に関して重要と認識している人が圧倒的に多かったことで、区民意識も相当これに関心が高いということで、来年度も防災を評価テーマとしたいというふうに考えております。

7年度は、先ほど見たように、地域との連携が必要な避難訓練ですとか、避難所のことを評価対象としていましたが、令和8年度は建築物の耐震化などのハード防災と、あと区の災害時の体制を強化する取組の中から特に大事なものを、計画事業と経常事業を評価対象としたいと考えております。こちらの抜粋した、抜粋というか、選んだ事業が評価対象事業案ですね。右側のところで、星印、白星が計画事業、黒星が経常事業となっております。記載のとおり事業で、計画事業が8つ、経常事業が4つ、合計で12の事業を想定しております。

次に、第2部会ですけれども、第2部会の評価テーマは、「特別出張所と地域センター」ということで、今回第2部会は公共施設マネジメントの評価ということでご評価いただい

た中で、特別出張所の役割というところ、非常に皆様の関心が高いというふうにお話の中で感じておりました。区内に10か所ある特別出張所やミニ区役所として、区民の方にとても身近な存在であるのと、あと地域センターというのは、その地域コミュニティの場としてとても大事な、様々な団体に活用をいただいている施設になっています。

ちょうど令和7年度に、区のほうでは、未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例というものを新しく施行しまして、まさに町会・自治会活性化推進プランというものを策定して、地域コミュニティの活性化にすごく力を入れているところです。

このことから、最も身近な窓口サービスを提供して、あわせて地域コミュニティの活性化の場となっている特別出張所と地域センターというものを、評価のテーマとして設定をしております。

コミュニティに関する窓口、窓口サービスに関する事務、区民ホール・地域センターに関する事務の中から中心的なものを選ばせていただいております。右側の計画事業が、枝番号を含めて2個、経常事業は5つで、合わせて7事業が評価対象となっております。

第3部会は、テーマが「住まい周辺の環境悪化対策」ということで、こちらも令和7年度の区民意識調査を基に選定をさせていただいております。

こちら、ページをお開きいただきまして、48、49という、1ページ開いたところに、居住意向の調査があるんですけども、転出したいというふうに答えている人に、何で転出したいんですかという理由をお尋ねしたところ、今まで、令和6年度の調査結果までというのは、家賃が高いからというのが1位だったんですが、令和7年度で初めて、住まい周辺の環境が悪くなってきたからというのが1位になってしまいました。自由意見の中でも、騒音や治安への不安を感じるという旨の意見が多く挙がっておりますので、オーバーツーリズムや民泊、ごみのポイ捨て、治安への不安などによる居住環境の悪化が、区民生活に大きく影響をすると考えておりますので、そちらを評価テーマとしております。

オーバーツーリズムや民泊、ごみのポイ捨て、安全・安心対策に関する取組から事業を選びまして、右側記載のとおり事業を選ばせていただきました。計画事業が2事業、経常事業が8事業の合計10事業を評価対象として案として選ばせていただいております。

こちら、評価テーマと評価対象事業については、先生方と一緒に検討を重ねて、こちらのところで今、案を作成させていただいたものになっております。説明は以上です。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

事務局と我々3人で何度か打合せをさせていただいて、この3つのテーマを選ぶということにいたしました。

何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、次第の4、その他です。事務局からお願いします。

【事務局】

では、ちょっと時間も押しているので手短にご説明をさせていただきたいんですが、お配

りした資料の最後の参考資料 2 というものをちょっとご覧いただけますでしょうか。総合計画の検証結果の公開について（情報提供）というものでございます。こちらは、今皆様に行政評価、外部評価で見いただいているのは、基本的に前年度の事業の内容を見ただいて、どうであったかを評価して、翌年度のほうにつなげるという形で、毎年度、毎年度の実施をしていただいているところではあるんですけども、実は、先ほどの説明の中でも申し上げたとおり、区では 10 年間の土台となる計画がございまして、それが令和 9 年度までになっております。10 年度から新しい総合計画、10 年間の計画が始まりますので、今その策定準備が始まっているというような状況です。

策定準備を始めるに当たって、一番最初にやったことが、現在の総合計画、平成 30 年から令和 9 年度までの 10 年間の総合計画を、10 年間という単位で振り返ってどうだったかというのを、大きな内部評価みたいなことを実は今年度行いました。そちらの結果が、公表されているものが下の QR コードになっております。この検証結果自体も、何百ページというようなデータになっておりますので、ちょっと今日、冊子でお配りすることは差し控えさせていただいて、後ほどホームページから気になるものをご覧いただければと思います。

こちらは、10 年間どうだったかというのを、大きな目線で振り返りまして、それを次の 10 年度からの新しいベースの計画を策定するための基礎資料として作成をしております。基礎資料はほかにもいろいろ準備しているところですが、そういったものを、基礎資料を整えましたら、令和 8 年 4 月から始まる年度で、区の基本構想審議会という審議会が新しく立ち上がりまして、そこで 10 年度からの 10 年間の計画の検討が始まっていきます。

この検証結果、10 年間の振り返りの資料の中には、平成 30 年度から、毎年個別施策ごとに評価を行ってきましたので、行政評価でどういった評価を行ってきたかということも含めての振り返りという形になっておりました。今年度の 3 つのテーマ別評価についても、この総合計画の振り返りの中で、外部評価の結果としてこちらが反映されております。効果的・効率的な行財政運営は個別施策のⅣ－1 に、公共施設マネジメントの強化は個別施策Ⅳ－2 に、防災対策の強化は、全部の事業が個別施策Ⅱ－2 の施策の中に、たまたま対象事業が全部入っていましたので、このⅡ－2 の施策の中に反映をされております。振り返り自体は施策単位で行っております。

なので、こちらのほうがまた始まっていくというところで、総合計画の検証というものは 10 年の振り返りで、行政評価というものは単年度、単年度で振り返って、短いスパンで PDCA を回していくというもので、ちょっと性質の違う振り返りというのが 2 種類あるんですけども、総合計画の検証結果を、こちらのほうを実は今回の総合判断の、行政評価のほうにも反映をさせていただきますし、逆に今年度行っていただいた行政評価・外部評価の結果も 10 年間の振り返りの作業のほうにも反映をしており、両輪でそれぞれ連携させながら、チェックを回しているというような形になっておりますので、こういったものが次の 10 年間の計画策定に向けて今始まっているということを情報提供させていただきます。

ちょっと雑駁ですが、説明は以上となります。ご質問等はよろしいですかね。

【会長】

大丈夫です。

【事務局】

ありがとうございます。

では、このまま事務連絡をさせていただきます。まず、委員の交代についてのアナウンスをさせていただきますが、第3部会の東京青年会議所からの団体推薦委員として、令和7年度からご参加をいただいております委員より、本業の業務のほうが多忙ということで、委員交代のお申出がございました。次の外部評価委員会全体会からは、新しい委員が青年会議所からの団体推薦委員としてご参加いただく形になりますので、また5月に改めてご紹介をさせていただければと思います。

次に、今後の予定のアナウンスですけれども、先日メールをさせていただいたとおり、令和8年度の第1回の全体会の日程が決まっております。5月28日木曜日の午後3時から5時までの予定でございます。場所は同じ、ここの第4委員会室で行います。議題は、令和8年度の外部評価委員会の評価方針についてということで、委員の皆様と確認をさせていただきたいと思っております。

8年度の全体会が終わりましたら、今度部会がまた始まってまいりますので、部会の日程調整を行わせていただきたいと思います。7月頃から8月、9月上旬にかけての部会を今年度も開催したいと考えております。想定のカンファレンス回数は、昨年度と同じ規模で諮問会が5回と、勉強会とヒアリングと視察と評価の取りまとめが1回か2回というふうに想定をしております。こちらについては、5月の全体会よりも先んじて日程調整をさせていただければと思いますので、4月に入ってから皆様に日程調整のお願いをさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

次に、アンケートのご協力もお願いがございまして、今年度から年度の最後の全体会、今、第4回の全体会の後に、委員の皆様簡単なアンケートを実施したいなというふうに考えております。例えば会議時間はどうでしたかとか、会議開催回数は足りていましたかとか、そういったことをお尋ねしたいなと考えております。5問から10問程度で今想定をしておりまして、そんなにご負担にならないような形でやりたいと思っています。URLをお送りして、ネットで回答いただく形で実施をしたいと思っておりますので、任意のご協力ですけれども、お願いできればと思います。

最後にですが、新年度の事務局体制についてなんですけれども、新年度、4月以降、西澤と奥井が担当を外れることになりましたので、4月以降の事務局は、西崎は残りますので、西崎と新しい2人で、新事務局体制ということでもたさせていただきますので、2年間でしたが、お世話になりました。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

【事務局】

一番最後に、今日冊子をいっぱいお配りしております、皆様の箱が多分ばんぱんになってしまっておりますので、多分緑色の冊子とか、オレンジ色の冊子とかはもうご不要かなと思うので、もう見ないなという方は置いていっていただければ、こちらのほうで引取り処分をさせていただきます。インターネットでも見られますので、ご不要な方はそのまま机上に置いていっていただければと思います。

事務連絡は以上でございます。すみません、長くなりまして、申し訳ございませんでした。

【会長】

ありがとうございました。

お二人には、この2年間、非常にお世話になりました。皆さんを代表して、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで閉会といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

<閉会>